第２次
山県市環境基本計画

平成 30 年 3 月　初版

令和 5 年 3 月　改訂第 1 版

山　県　市

目　　次

第１章　計画の基本的事項 1
第１節　計画の経緯と改定の考え方 1
１　計画の経緯 1
２　環境を取り巻く社会情勢 2
図１　ＳＤＧｓ１７の持続可能な開発目標 4
３　計画改定の考え方 5
第２節　計画の位置づけ 6
第３節　計画の期間、対象とする分野 7
１　計画の期間 7
２　計画の対象分野 7
第４節　計画の推進主体と期待される役割 8
第２章　山県市の概況 9
第１節　自然的条件 9
１　地形 9
２　河川 10
３　気象 11
第２節　社会的条件 12
１　人口 12
２　産業 14
３　農業 15
４　森林 16
５　土地利用 16
６　ごみの状況 17
７　生活排水の状況 18
８　二酸化炭素の排出状況（新規） 20
第３章　計画の目標 21
第１節　基本理念 21
第２節　基本目標 22
第３節　施策の体系 24
第４章　基本目標別計画 25
第１節　自然を守り育て、未来へつなぐまち 25
１－１　多様な自然を守り育てる 25
１－２　自然とふれあい、歴史・文化を継承する 28
第２節　いつまでも安心して暮らせる快適なまち 30
２－１　公害のないまちの実現 30

２−２　快適に暮らせるまちづくり..... 33
第３節　資源とエネルギーを大切にする循環のまち..... 35
３−１　３Ｒとごみの適正処理の推進..... 35
３−２　地球温暖化対策の推進..... 38
３−３　脱炭素社会実現への取組..... 40
第４節　環境に関心をもち、考え、行動するまち..... 45
４−１　環境教育・環境学習の推進..... 45
４−２　環境パートナーシップの推進..... 47
第５章　環境指標..... 49
第６章　計画の推進・進行管理..... 53
第１節　計画の推進..... 53
第２節　計画の進行管理..... 54

資　料　編

資料１　山県市「カーボン・マイナス・シティ宣言」..... 55
資料２　世界首長誓約..... 56
資料３　山県市環境基本条例..... 57
資料４　山県市環境保全条例..... 60
資料５　諮問書、答申書..... 72
資料６　山県市環境審議会名簿、審議会開催経過..... 73
資料７　用語説明..... 74

第１章　計画の基本的事項

第１節　計画の経緯と改訂の考え方

１　計画の経緯

山県市（以下、「本市」という。）は、豊かな森林に恵まれ北端の日永岳を最高峰とする連峰をめぐらし、山間を縫って武儀川、鳥羽川、伊自良川が流れこれらに沿って耕地、宅地が散在する多様な自然に抱かれた緑豊かなまちです。これらの豊かな自然と快適な生活環境を将来の世代にも引き継いでいくことは、私たちの責務でもあります。

そのため本市は、平成 18 年３月に「山県市環境基本計画」を策定し「豊かで美しい自然を守り将来にわたって共有できるまち」を基本理念とし、その実現のため、「共生」「循環」「協働」「地球環境の保全」の４つを基本目標に掲げ施策を展開してきました。

国においては、平成 30 年４月に第五次環境基本計画が閣議決定され、ＳＤＧｓ、パリ協定といった国際・国内情勢へ的確に対応した計画としたうえで、国全体を持続可能な社会とするために、「地域循環共生圏」の創造を掲げています。その実現に向けて、《持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築》、《国土のストックとしての価値の向上》、《地域資源を活用した持続可能な地域作り》、《健康で心豊かな暮らしの実現》、《持続可能性を支える技術の開発・普及》、《国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築》の６つの重点戦略が設定されています。

また、岐阜県においても、令和３年３月に第６次岐阜県環境基本計画を策定し、計画の基本理念を「自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」の実現」として、《「脱炭素社会ぎふ」の実現と気候変動への適応》、《資源循環型社会の形成》、《美しく豊かな環境との共生》、《安全・安心な生活環境の確保》、《未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容》の５つの基本施策を示しています。

こうした国・県における環境行政の動向を踏まえ、本市では平成１８年３月に第１次環境基本計画を策定して以降、日常生活や事業活動における省エネ対策やごみの減量化、再資源化などは少しずつですが、着実に浸透してきました。

しかしながら一方で、各種施策の検証評価など新たな課題も残されたことから、平成 30 年には第１次環境基本計画の改訂に至りました。

また、本改訂では、市民生活における身近な環境問題を重視するとともに、環境活動の裾野を広げるための人づくりを通して、市民、事業者、行政が一体となって環境問題へ取り組む計画となるよう配慮しました。

社会情勢の変化に伴い新たに生じた課題への対応や、山県らしさを活かし、将来の世代へ良好な環境を引き継いでいくため、平成 30 年度（2018 年度）を初年度、令和９年度（2027 年度）を目標年度とした「第２次山県市環境基本計画」を定め、取り組んできたところです。

今般、この計画が令和４年度に中間年度を迎えたため、これまでの評価・見直しを含め、

気候変動や温暖化防止をはじめとする新たな課題や、ＳＤＧｓとの関連や脱炭素社会実現への取組についても記載した内容とするよう、本計画の改訂を行うこととしました。

２　環境を取り巻く社会情勢

（１）ＳＤＧｓへの取組

ＳＤＧｓとは、「Sustainable Development Goals」を略したものであり、日本では「持続可能な開発目標」と呼ばれる、平成 27 年（2015 年）９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標のことです。**（図１）**

地球上の「誰一人として取り残さない」持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲット、232 の指標から構成されています。

本計画においてもＳＤＧｓの理念を取り入れた取組を進めていく必要があり、市民、事業者、団体等と協働・連携しながら、全市を挙げて積極的に取組を推進していきます。

（２）パリ協定

パリ協定とは、平成 27 年（2015 年）12 月にパリで開催された「気候変動に関する国際連合枠組み条約第 21 回締約国会議」（COP21）で採択され、平成 28 年（2016 年）11 月に発効した協定のことです。その目的は、地球温暖化対策に先進国、発展途上国を問わず、すべての国が参加し、世界の平均気温の上昇を産業革命前の 2℃未満（努力目標 1.5℃）に抑え、21 世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標とするものです。

この目的のため、パリ協定の下で国際社会は、今世紀後半に世界全体の温室効果ガス排出量を実質的にゼロにすること、つまり「脱炭素化」を目指しています。

（３）カーボン・マイナス・シティ宣言及び世界首長誓約

2050 年脱炭素化を実現するため、全国では 700 を超える自治体が 2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むゼロカーボンシティ宣言を実施しています。山県市では、独自の宣言としてゼロカーボンシティ宣言よりさらに踏み込んだカーボン・マイナス・シティ宣言を 6 月に表明しました。

また、将来の世代へ持続可能な山県市をつないでいくために、再生可能エネルギーの

地産地消や気候変動の影響への適応などに取り組み、パリ協定の目標達成に貢献することを国際的に誓約する世界首長誓約に署名しました。

カーボン・マイナスとは、二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量より、森林などによる二酸化炭素吸収量が多いことを指します。山県市は面積の８割が森林で占められており、二酸化炭素排出量削減と吸収量増加の取組を加速させ、実現を目指します。山口壯環境大臣からは、我が国としての 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、大変心強く感じているとのコメントを受けており、山県市においても積極的に脱炭素社会実現のためのざまざまな取組を推進していくための施策を全庁挙げて検討していきます。

「世界気候エネルギー首長誓約」（Covenant of Mayors for Climate and Energy）とは、持続可能なエネルギーの推進、温室効果ガスの大幅削減、気候変動の影響への適応に取り組み、持続可能でレジリエント（強靭）な地域づくりを目指し、同時に、パリ協定の目標の達成に地域から貢献しようとする自治体の首長が、その旨を誓約し、そのための行動計画を策定した上で、具体的な取組を積極的に進めていく国際的な仕組みであり、この傘下の地域首長誓約として、日本では「世界首長誓約/日本」が立ち上がりました。誓約自治体は世界では約 11,760 自治体、日本国内では 31 自治体が国内、世界に対し誓約を行っています。岐阜県内では山県市が初めての誓約自治体です。

図１　ＳＤＧｓ１７の持続可能な開発目標

出典：国際連合広報センターＨＰ

目標１	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
目標２	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
目標３	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
目標４	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標５	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
目標６	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
目標７	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネ ルギーへのアクセスを確保する
目標８	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
目標９	強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
目標１０	国内および国家間の格差を是正する
目標１１	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする
目標１２	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
目標１３	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
目標１４	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
目標１５	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
目標１６	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
目標１７	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

３　計画改定の考え方

今回、計画を改定する際に、以下の3つの点を重視しました。

ポイント①

〇市民の関心が高い身近な環境問題を重視した計画

環境問題は、対象となるテーマが広く多岐にわたるため、国レベルの協議をはじめ、様々な法制度、企業による技術開発などそれぞれの主体が役割を果たしています。こうしたことを踏まえ、市が中心となって役割を果たすべき市民からの要望や相談が多く寄せられる身近な環境問題を重視し、適切に反映させることに配慮しました。

ポイント②

〇環境を守り伝える人づくり

環境問題を解決する出発点として、市民、事業者、行政の各々が環境に関心をもち、日常生活や事業活動の中で環境に配慮した行動を積み重ねることが重要です。そのため協働経験を通じたコミュニケーションにより、自分たちの地域や世界的な気候変動は自分たちで取り組みたいという気持ちを醸成するとともに、環境活動の裾野を広げ持続可能な社会を実現するため、環境を守り伝える人づくりを重視する内容としました。

ポイント③

〇今ある山県市特有のものを大切にする

本市は、長良川水系のまちとして緑豊かな森林と清流に恵まれ、美しい景観と貴重な動植物が生息しています。こうした今ある本市特有のものを、将来世代との共有財産として大切に守っていくことに配慮しました。

第２節　計画の位置づけ

計画は、山県市環境基本条例第７条第１項に基づき環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に定めるものであり、山県市総合計画を環境面から推進します。

また、本計画は、市民・事業者・行政の積極的な連携・協力のもと環境に関する取り組みを推進するため、施策の基本的な方向を明らかにするものです。

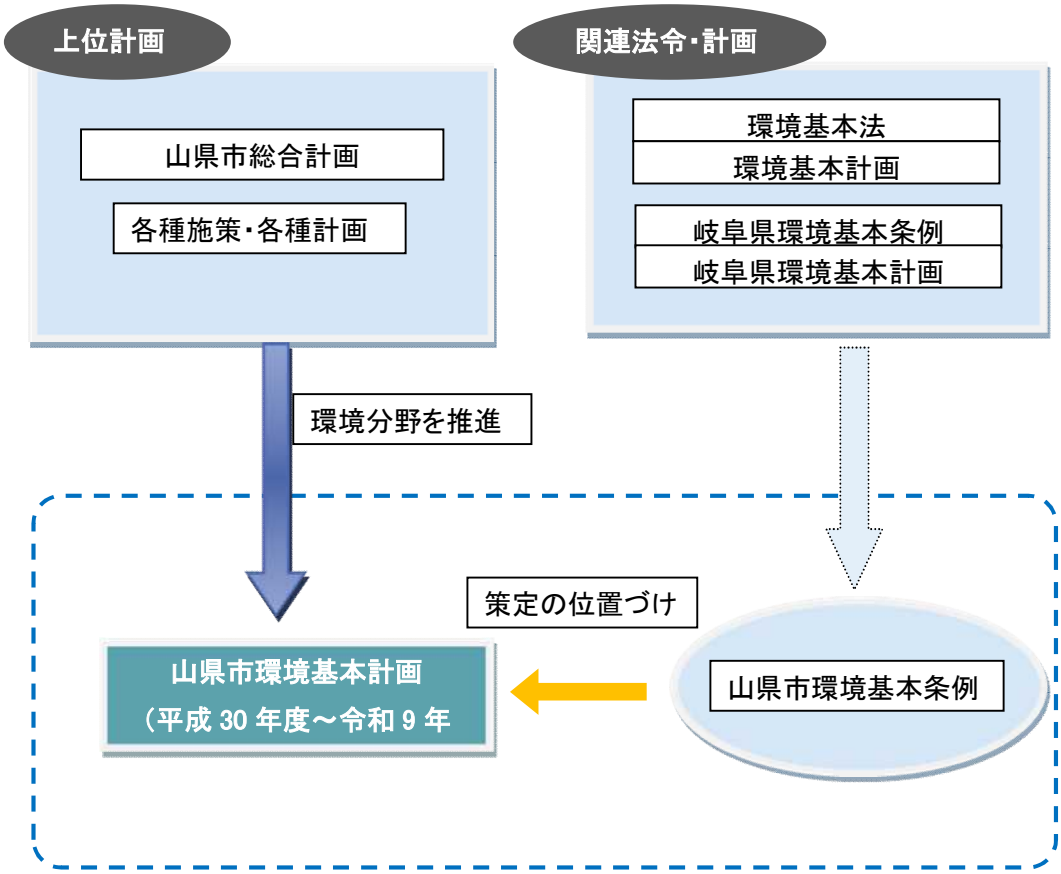

図 1-1　計画の位置づけ

第3節　計画の期間、対象とする分野

１　計画の期間

本計画の目標年度は、平成 30 年度（2018 年度）を初年度、令和 9 年度（2027 年度）を目標年度とした 10 年計画とします。なお、必要に応じて中間年度である令和 4 年度（2022 年度）に見直しを行うこととしました。

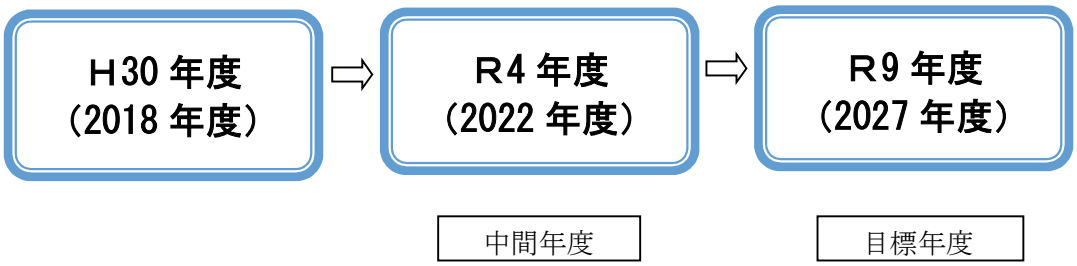

２　計画の対象分野

本計画の対象分野は、「自然環境、歴史・文化」「生活環境、快適環境」「循環型社会、地球温暖化対策」の３つと施策の推進を支える「環境を守り伝える人材の育成」とします。

表 1-1　対象とする分野

自然環境、歴史・文化

森林、農地、河川、水辺地、動植物、生態系等

生活環境、快適環境

水質、騒音、振動、悪臭、空き家、まち美化等

循環型社会、地球温暖化対策

ごみの3Rの推進と適正処理、省エネルギー、地産地消、脱炭素等

環境を守り伝える人材の育成

環境教育・環境学習の推進、環境保全活動、協働等

第４節　計画の推進主体と期待される役割

環境基本計画を推進するためには、市民・事業者・行政の各主体が、自らの行動を振り返り、どのような行動が望ましいか考え、自主的に実践することが大切です。

そして、各主体が相互に連携、協力のもと環境に配慮した社会を実現していかなければなりません。そのためには、それぞれが推進主体となり、次のような役割が期待されます。

市民の役割

〇日常生活において環境への意識向上に努めます。

〇環境に配慮したライフスタイルの確立に努めます。

〇快適な環境づくりのための活動に自主的、積極的に参加します。

〇気候変動の世界的取組に応じた省エネルギー、二酸化炭素排出削減に努めます。

事業者の役割

〇事業活動は、資源・エネルギーを消費し、廃棄物の排出など環境に与える影響が大きいことから、確実な法令順守と公害防止に取り組みます。

〇環境への負荷を意識した事業活動に努めます。

〇事業所において、環境保全活動を実施します。

〇気候変動の世界的取組に応じた省エネルギー、二酸化炭素排出削減に努めます。

行政の役割

〇市民、事業者の環境保全に対する自主的な活動を支援します。

〇市民、事業者との協働による環境活動に取り組みます。

〇環境の保全及び創出に関する総合的な施策を講じます。

〇自らも事業者であり消費者という立場から、率先して環境への影響に配慮した行動を実践します。

〇気候変動の世界的取組に応じ、「カーボン・マイナス・シティ宣言」及び「世界首長誓約」に基づく取組を策定・実施していきます。

第２章　山県市の概況

第１節　自然的条件

１　地形

本市は、岐阜市の北側に隣接する位置にあり、ＪＲ岐阜駅から約 9～34ｋｍの範囲に南北に細長く広がっています。

地勢は山岳丘陵地が多く、北端の日永岳（1,216m）を最高峰として枝状の山地と、長良川支流の武儀川、鳥羽川、伊自良川沿いの平たん地で構成されています。

（※日永岳の山頂は関市板取にあります）。

本市の概要は表 2-1 に、位置図は図 2-1 に示すとおりです。

表 2-1　山県市の概要

面　積	221.98km^2 （南北方向約 25ｋｍ、東西方向約 14ｋｍ、岐阜市、大阪市等と同等）
市制施行	平成 15 年 4 月 1 日 （旧高富町、旧伊自良村及び旧美山町の合併により誕生）

図 2-1　山県市の位置図

２ 河川

市域を流れる河川はほぼ南流し、伊自良川や武儀川などに流入した後、市外で長良川に合流して伊勢湾に注ぎます。主要河川の状況は表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2　主要河川の状況

名称	延長 m（岐阜県内）	管理級
伊住戸川	7,550	1級
柿野川	4,600	1級
神崎川	4,759	1級
日永谷川	2,550	1級
出戸川	1,750	1級
船越川	2,650	1級
西洞川	1,750	1級
エゴ川	2,150	1級
武儀川	24,219	1級

名称	延長 m（岐阜県内）	管理級
しびり川	1,860	1級
伊自良川	18,055	1級

名称	延長 m（岐阜県内）	管理級
芦洞川	1,200	準用
椿川	300	1級
栢野川	1,600	準用
東川	1,320	1級
赤尾川	1,300	準用
椎倉川	1,510	1 級
三田又川	1,700	準用
新川	5,100	1級
石田川	8,000	1級
長尾川	1,800	準用
鳥羽川	14,945	1級

図 2-2　主要河川の概略図

※「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で河川法第4条1項に基づき国土交通大臣が指定するもので、国又は都道府県が管理しています。

「準用河川」とは、一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定し、管理しています。

３ 気象

本市の過去 10 年間の月別平均気温（平成 23 年～令和 2 年）は、最低が 2.7℃（1 月）、最高が 27.0℃（8 月）となっています。また、月別平均積算降雨量（平成 19 年～平成 28 年）は、7 月に 301.8mmと最も多くなっています。

図 2-3　月別平均気温と月別平均積算降雨量（平成 23 年～令和 2 年）

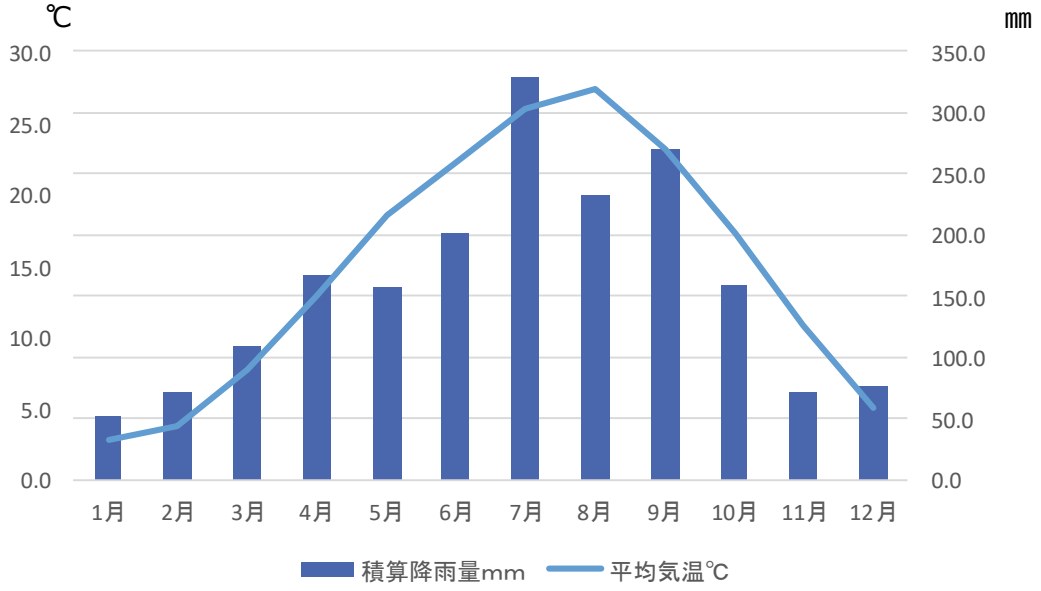

観測地点：岐阜市消防本部山県消防署

表 2-3　年ごとの気象データ（平成 23～令和 2 年）

（標高 28m）

区分	気温℃			降雨量 mm		風速 m/s	
	平均	最高	最低	積算	日最大	平均	最大
平成 23 年	14.4	36.2	-5.7	2082.0	116.0	1.6	22.0
平成 24 年	14.1	36.6	-6.9	2137.0	73.0	1.5	27.4
平成 25 年	14.6	37.3	-6.4	1990.5	125.0	1.6	25.2
平成 26 年	14.4	37.3	-5.9	1884.5	128.0	1.5	27.8
平成 27 年	15.0	37.9	-4.9	1921.5	99.5	1.4	20.3
平成 28 年	15.4	36.5	-5.7	1682.0	89.0	1.4	19.8
平成 29 年	14.2	35.7	-5.2	1611.5	91.0	1.5	28.7
平成 30 年	15.2	38.6	-6.2	2039.0	143.0	1.5	32.2
令和元年	15.4	37.0	-4.8	1608.0	102.5	3.0	24.0
令和 2 年	15.3	37.3	-5.8	2023.5	97.5	1.4	29.7

観測地点：岐阜市消防本部山県消防署

第２節　社会的条件

１　人口

最近５年間における本市の人口（３区分）の推移は、図 2-4 に示すように減少傾向です。年齢の３区分でみると、高齢者人口は平成 28 年では 8,700 人でしたが、令和３年では 9,194 人に増加しています。一方、年少人口は減少しており、平成 28 年では 2,956 人でしたが、令和３年では 2,479 人となっております。

図 2-5 は、「山県市人口ビジョン改訂版」における人口の将来展望です。国立社会保障・人口問題研究会（以下「社人研」という）の推計（2018 年（平成 30 年）３月推計）によると、本市の総人口は 2040 年（令和 22 年）に 17,123 人になると予測されています。改訂前人口ビジョン策定時点での社人研推計（2013 年（平成 25 年）３月推計）における 2040 年（令和 22 年）の総人口 21,289 人であったことを鑑見ると、本市の人口減少がより一層深刻化したことがわかります。

図 2-4　人口（３区分）の推移　（単位：人）

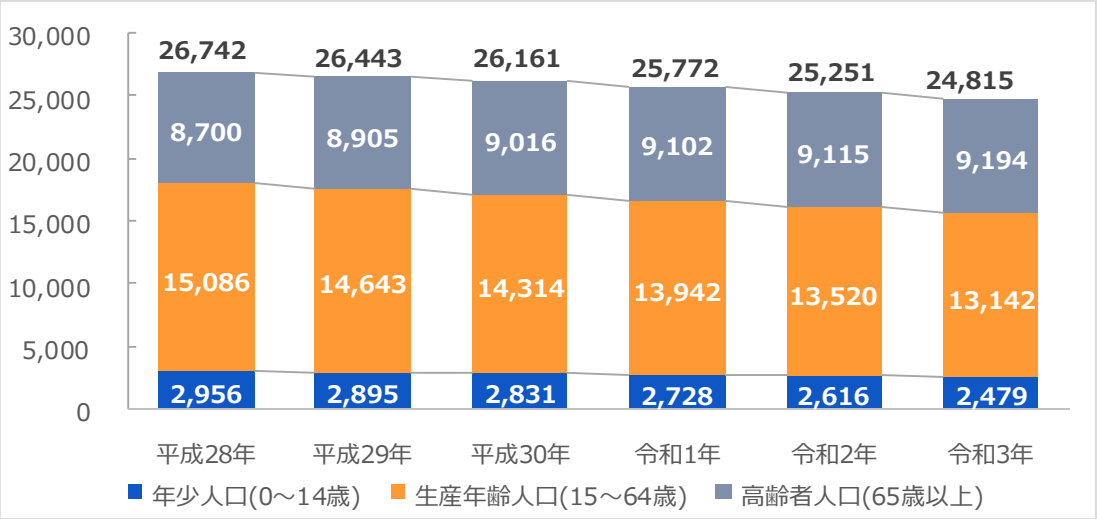

出典：国勢調査、岐阜県人口動態統計調査（各年 10 月 1 日現在）

図 2-5　人口の将来展望

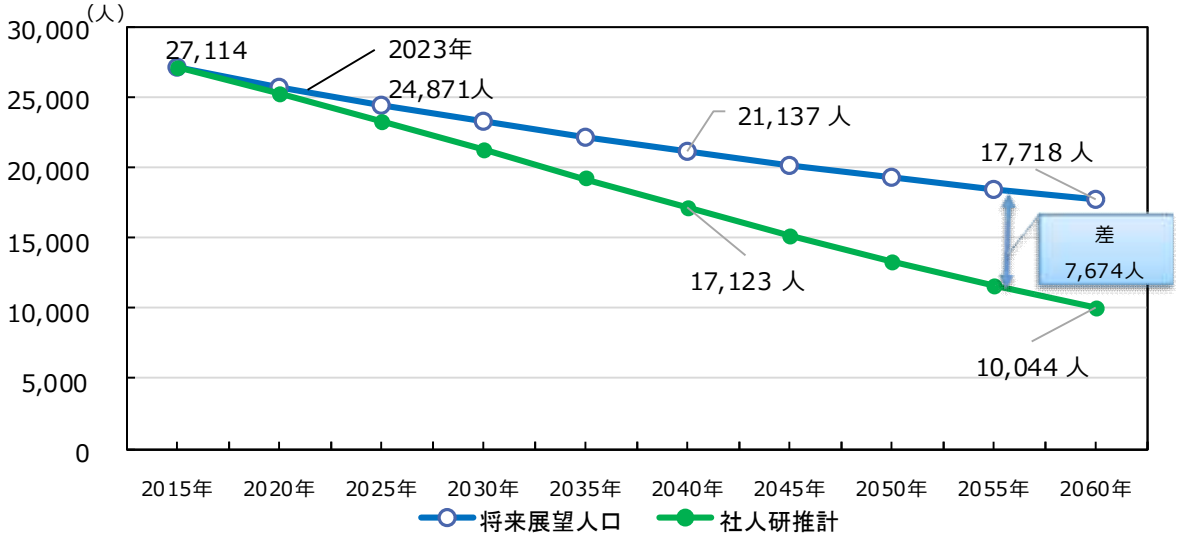

出典：山県市人口ビジョン

２　産業

産業構造として、産業別事業所数をみてみると、製造業が 27.0%と最も多く、次いで、卸売・小売業が 19.5%、建設業が 17.1%となっています。また、従業者数についても製造業が 38.3%と最も多くなっています。

表 2-4　産業別事業所数及び従業者数

区　　分		事業所数		従業者数	
			構成比%	（人）	構成比%
第１次産業	農林漁業	33	2.4	258	2.6
	計	33	2.4	258	2.6
第２次産業	鉱業	1	0.1	12	0.1
	建設業	231	17.1	931	9.2
	製造業	365	27.0	3,869	38.3
	計	597	44.1	4,812	47.6
第３次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0	0	0.0
	情報通信業	1	0.1	4	0.0
	運輸業、郵便業	11	0.8	196	1.9
	卸売業、小売業	264	19.5	1,755	17.4
	金融業、保険業	8	0.6	123	1.2
	不動産業、物品賃貸業	13	1.0	49	0.5
	学術研究、専門・技術サービス業	28	2.1	96	0.9
	宿泊業、飲食サービス業	92	6.8	536	5.3
	生活関連サービス業、娯楽業	88	6.5	414	4.1
	教育、学習支援業	23	1.7	106	1.0
	医療、福祉	76	5.6	1,312	13.0
	複合サービス業	15	1.1	107	1.1
	サービス業（他に分類されないもの）	104	7.7	346	3.4
	計	723	53.4	5,044	49.9
総計		1,353	100.0	10,114	100.0

出典：総務省「平成 28 年 経済センサス基礎調査」

注）事業内容等が不詳の事業所を除く。公務を除く。

３　農業

農家数は年々減少しており、中でも販売農家の減少が著しくなっています（表 2-5）。また、農地面積も徐々に減少しており、農地に占める遊休農地の割合が増加しています（図 2-6）。

表 2-5　農家数の推移

（単位：戸）

区　　分			平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
総農家数			1,841	1,648	1,461	1,225	966
販売農家			1,121	753	571	430	277
	専業農家		132	105	90	71	19
	兼業農家		989	648	481	359	258
		第1種	47	49	25	32	－
		第2種	942	599	456	327	－
自給的農家			720	895	890	795	689

出典：世界農林業センサス

図 2-6　農地面積の推移

（単位：ha）

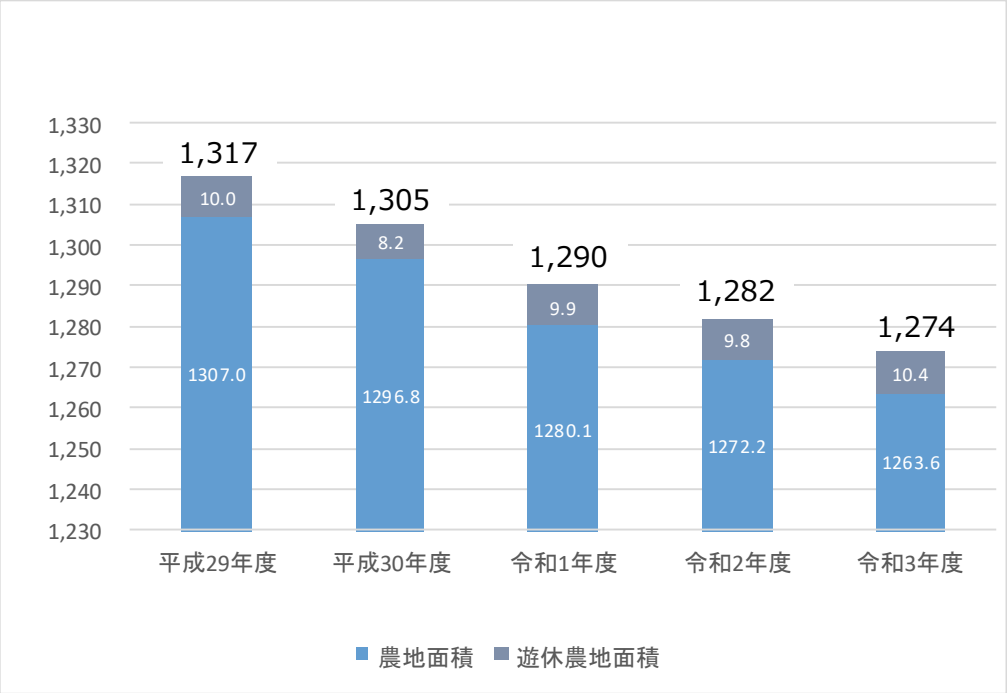

出典：山県市農業委員会

４　森林

森林面積は目立った変化はありません。人工林が森林面積全体の半分以上を占めています（表 2-6）。

表 2-6　森林面積の推移

（単位：ha）

区　分		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
国有林	人工林	463	463	463	463	463
	天然林	148	148	148	148	148
	竹林・無立木地・他	44	44	44	44	45
民有林	人工林	10, 285	10, 287	10, 287	10, 256	10, 283
	天然林	7, 472	7, 469	7, 469	7, 461	7, 470
	竹林・無立木地・他	222	221	221	256	224
小　計	人工林	10, 748	10, 750	10, 750	10, 719	10, 746
	天然林	7, 620	7, 617	7, 617	7, 609	7, 618
	竹林・無立木地・他	266	265	265	300	269
合　計		18, 634	18, 634	18, 632	18, 632	18, 628

出典：岐阜県森林・林業統計書

５　土地利用

土地利用の比率は山林が 73％と大部分を占めており、つづいて農地とその他がそれぞれ 6％、宅地はわずか 3％となっています（図 2-7）。

図 2-7　土地利用の比率

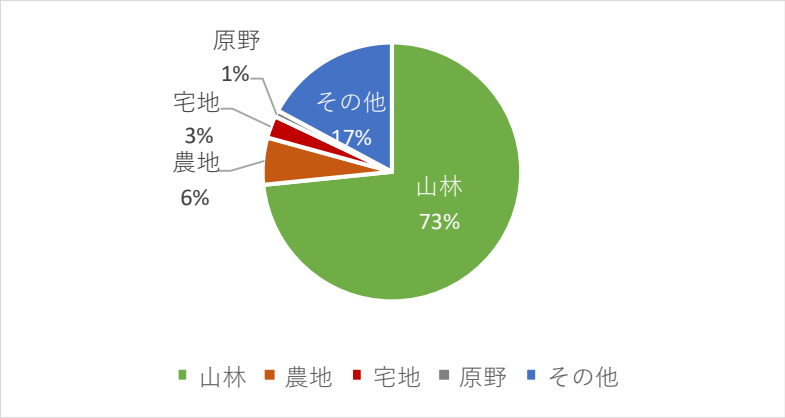

表 2-7　地目別面積

区分	田	畑	宅地	山林	原野	その他	合計
面積（ha）	883. 6	420. 8	614. 4	16, 297. 4	175. 7	3, 806. 1	22, 198

※上記は課税上の現況地目面積です。　出典：山県市税務課（令和 4 年 4 月 1 日現在）

６　ごみの状況

ごみの総排出量は、生活系ごみは減少傾向ですが、事業系ごみは微増の傾向です。また、１人１日当りの排出量は県平均を大きく下回っています。再生利用率については県平均を下回っています。

図 2-8　ごみ総排出量の推移

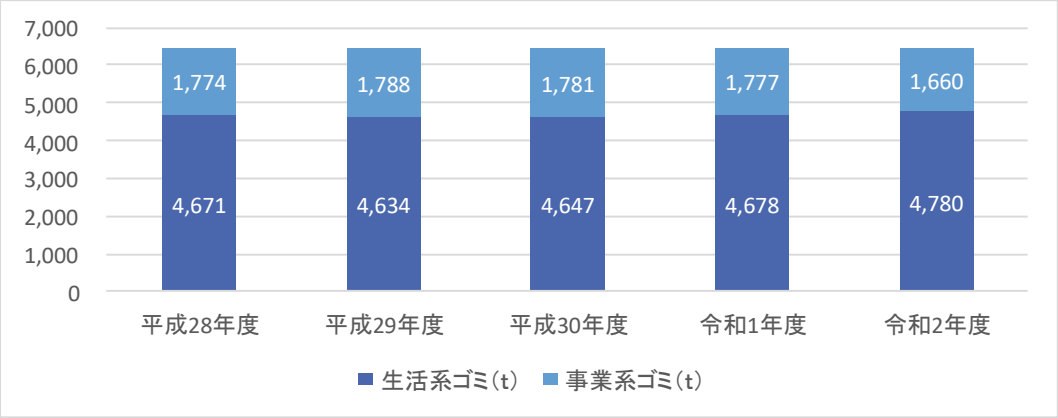

出典：環境省「一般廃棄物処理事業等実態調査」

図 2-9　１人１日あたりのごみ排出量の推移

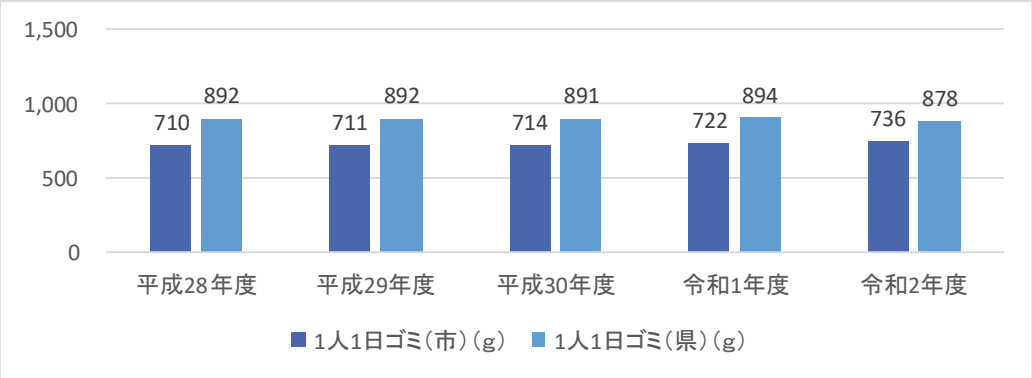

出典：環境省「一般廃棄物処理事業等実態調査」

図 2-10　再生利用率の推移

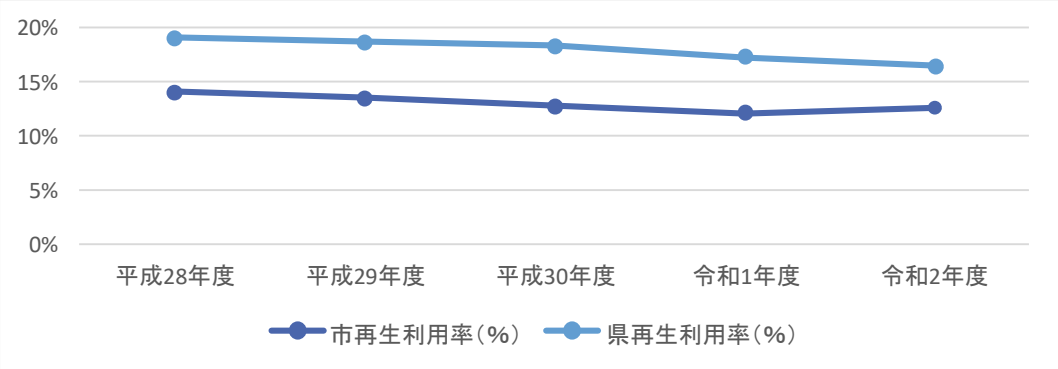

出典：環境省「一般廃棄物処理事業等実態調査」

７　生活排水の状況

本市では、公共下水道、農業集落排水施設を整備していますが、下水道の水洗化率は、平成 27 年度において、35.0%と低く、区域内にも関わらず接続できていない世帯が多く存在します。一方、農業集落排水施設の水洗化率は、85%前後で推移しています。また、合併浄化槽の設置基数は増加しており、単独浄化槽は減少しています。

表 2-8　下水道処理の普及率の推移

項　目	平成 27 年度	平成 29 年度	令和 1 年度	令和 3 年度
許可面積　（ha）	337.0	350.0	350.0	350.0
整備済面積（ha）	284.0	320.0	349.0	349.0
面積普及率（%）	84.3%	91.4%	99.7%	99.7%
区域内人口（人）	11,283	12,374	13,102	12,815
使用人口　（人）	3.949	4,448	4,734	5,085
水洗化率　（%）	35.0%	35.9%	36.1%	39.7%

出典：山県市水道課（各年 3 月 31 現在）

表 2-9　農業集落排水の普及率の推移

項　目	平成 27 年度	平成 29 年度	令和 1 年度	令和 3 年度
許可面積　（ha）	935.7	935.7	935.7	935.7
整備済面積（ha）	935.7	935.7	935.7	935.7
面積普及率（%）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
区域内人口（人）	7,240	7,042	6,836	6,537
使用人口　（人）	6,311	6,152	6,036	5,842
水洗化率　（%）	87.2%	87.4%	88.3%	89.4%

出典：山県市水道課（各年 3 月 31 現在）

表 2-10　合併浄化槽の設置基数の推移（休止は除く）

項　目	平成 27 年度	平成 29 年度	令和元年度	令和 3 年度
設置基数　（基）	1,863	1,786	1,778	1,799

出典：岐阜県環境管理技術センター（各年 3 月 31 現在）

表 2-11　単独浄化槽の設置基数の推移（休止は除く）

項　目	平成 27 年度	平成 29 年度	令和元年度	令和 3 年度
設置基数　（基）	2,986	2,430	2,321	2,277

出典：岐阜県環境管理技術センター（各年 3 月 31 現在）

表 2-12　生活排水処理形態別人口の推移

区　分			平成27年度	平成29年度	令和元年度	令和３年度
行政区分内人口　（人口）			28,110	27,503	26,795	25,786
	生活排水処理人口　（人口）		15,953	15,415	15,464	15,535
		公共下水道　（人口）	3,949	4,448	4,734	5,085
		（%）	14.0%	16.1%	17.6%	19.7%
		農業集落排水　（人口）	6,311	6,152	6,036	5,842
		（%）	22.5%	22.3%	22.5%	22.6%
		合併浄化槽　（人口）	5,693	4,815	4,694	4.608
		（%）	20.3%	17.5%	17.5%	17.8%
	生活排水未処理人口（人口）		12,157	12.088	11.331	10,251
		単独浄化槽　（人口）	8,078	7,509	7,114	6,759
		（%）	28.7%	27.3%	26.5%	26.2%
		汲み取り　（人口）	4,079	4,579	4,217	3,492
		（%）	14.5%	16.6%	15.7%	13.5%
汚水衛生処理率　（%）			56.8%	56.0%	57.7%	60.2%

出典:山県市市民環境課

山県市水道課

（各年３月 31 現在）

８　二酸化炭素の排出状況（新規）

下図は、山県市全体の二酸化炭素（千 t-CO2）の排出量の推移を示したもので、平成 25 年度をピークに減少しており、これは人口減少や産業の海外移転等に伴うものと考えられます。

日本全体で 2050 年脱炭素化を実現するため、国内約 700 自治体が 2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むゼロカーボンシティ宣言を令和 3 年度までに行いましたが、山県市では、独自の宣言としてゼロカーボンシティ宣言よりさらに踏み込んだカーボン・マイナス・シティ宣言を表明しています。今後の排出削減・脱炭素の取組については、40 頁以降の【基本方針 3-3】脱炭素社会実現への取組において述べています。

図 2-13　山県市の CO2 排出の推移

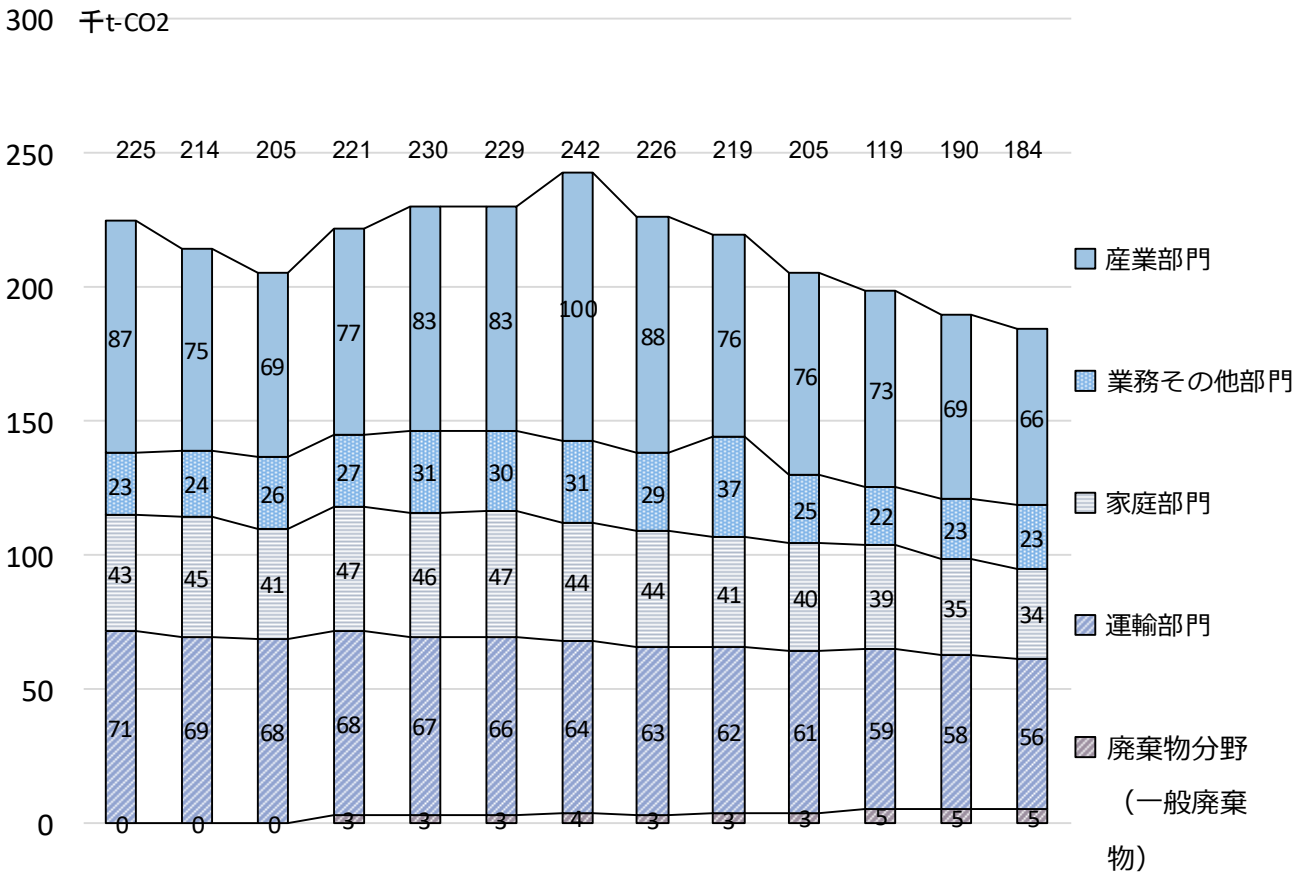

第３章　計画の目標

第１節　基本理念

山県市環境基本計画は、本市の環境政策に関する総合的な計画であり、本市の最上位計画である山県市総合計画の理念や将来像を環境面から実現するための計画です。

第２次山県市総合計画では、誰もが生涯を通じ、安心して夢や希望のある暮らしが送れるよう、生活環境や福祉の充実、文化の振興などに努め、どの世代においても住みよいまちの実現をめざしています。

このため調和のとれた総合的な発展をめざし**『豊かな自然と活力ある都市が調和した安心で快適な住みよいまちづくり』**を基本理念として定めています。

また、豊富な自然環境、都市近郊という優位な地理的条件を最大限に活用していくことが重要であることから**『水と緑を大切に 活力ある山県市』**をめざす将来の姿としています。

本計画では、総合計画の基本理念やめざす将来像、環境基本条例の基本的な考え方に基づいて基本理念を以下のように設定し、**市民一人ひとりが環境の良さを実感できるまちの実現をめざします。**

【基本理念】

環境の良さが実感できるまち　やまがた

～みんなで育み、誇りをもって新たな世代に引き継ごう～

第２節　基本目標

基本理念を実現するために、以下に示す４つの基本目標をもとに、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で考え、実践することにより実現します。

基本目標 1

自然を守り育て、未来へつなぐまち

本市は、都市近郊という地理的条件にも関わらずイワザクラで人気の舟伏山をはじめとした豊かな緑や河川とそこに生息する多くの種類の鳥類、魚類、植物等が存在しています。中には岐阜県のレッドデータブック絶滅危惧種Ⅰ類に指定されているハリヨや準絶滅危惧種のヒダサンショウウオといった稀少生物も生息しています。こうした地域特有の動植物を地域と共有し保護するため、今ある自然を大切にし、多様な生物が生息する環境として保全し、人と自然が共生することをめざします。

基本目標 2

いつまでも安心して暮らせる快適なまち

本市は、市域の８割以上を森林が占めているものの南部の岐阜市に隣接する地域や幹線道路沿いを中心に住宅や事業所が集積しています。

現状で公害問題として大きく取り上げる事案は発生していませんが、農・商・工・住が混在の地域も多数あるため、騒音、悪臭、廃水などそれぞれ適正な対策が求められます。最近は市民が原因者であるまちのごみや犬のフン害、空き地の雑草や空き家屋の管理、近隣からの騒音等に対する苦情も多数寄せられています。

こうしたことから市民生活でもっとも重要な身近な生活環境について、公害防止と快適な暮らしの実現を推進します。

基本目標 3

資源とエネルギーを大切にする循環・脱炭素のまち

大量生産、大量消費、大量廃棄という言葉で代表されるこれまでの経済活動は、さまざまな資源の消費、二酸化炭素排出量の増加により地球レベルの環境問題を引き起こしています。これはエネルギーを大量消費し、自然の再生・浄化能力を超える環境負荷をかけてきたことに起因しています。この問題解決のためには、市民と将来世代が共有している地球の「資源」や「エネルギー」を大切に使っていくことが求められます。大切に使うとは、必要な量だけ使い、ごみをできる限り減らす（リデュース）とともに、繰り返し使えるものは何度でも使い（リユース）、資源やエネルギーとして再利用（リサイクル）するということです。将来の世代へ持続可能な山県市をつないでいくため、再生可能エネルギーの活用促進や気候変動のへの適応等パリ協定の目標達成に貢献し、脱炭素社会実現に向けた施策を検討・実施していきます。

また、地場農産物の積極的な消費「地産地消」は、輸送や保管に伴う二酸化炭素排出を削減するとともに地域経済の活性化や農業振興にもつながることから積極的に推進していきます。私たちが使うエネルギーの脱炭素化に向けての先進事例を調査し、まちの施策に取り入れて行きます。

基本目標 4

環境に関心をもち、考え、行動するまち

生活排水による河川の汚れやエネルギー消費に伴う地球温暖化問題等、今日の環境問題は、市民生活に起因するものが増加し、市民生活のあり方と環境との関係を考えることが重要になっています。環境問題を他人事に考えていてはいずれ自らの生活や地域社会、そして将来世代に重大な被害をもたらすことになります。このため環境を大切にする取り組みは、行政のみならず、地域で生活する市民、地域で活動する事業者がともに関心をもち、考え、行動することが必要です。

「自分たちのまちは自分たちで良くしよう」という機運を盛り上げ、多様な主体がそれぞれの特色や状況に応じて環境保全の取り組みに参加できる仕組みを整えていきます。

第３節　施策の体系

本計画の施策体系は以下のとおりです。　表 3-1　施策の体系

基本理念	環境の良さが実感できるまち　やまがた ～みんなで育み、誇りをもって新たな世代に引き継ごう～

基本目標		基本方針		基本的施策	
1	（自然環境、歴史・文化） 自然を守り育て、未来へつなぐまち	1-1	多様な自然を守り育てる	1-1-1	森林・河川の保全、活用
				1-1-2	農地の保全
				1-1-3	生物多様性の保全
		1-2	自然とふれあい、歴史・文化を継承する	1-2-1	自然とのふれあいの推進
				1-2-2	歴史・文化遺産の保全、活用
2	（生活環境、快適環境） いつまでも安心して暮らせる快適なまち	2-1	公害のないまちの実現	2-1-1	公害の防止 （水質、騒音、振動、悪臭など）
		2-2	快適に暮らせるまちづくり	2-2-1	まち美化の推進
				2-2-2	憩いの場の整備
3	（循環型社会、地球温暖化対策） 資源とエネルギーを大切にする循環のまち	3-1	３Ｒとごみの適正処理の推進	3-1-1	ごみの排出抑制・減量化
				3-1-2	再使用・再利用の促進
				3-1-3	ごみの適正処理
		3-2	地球温暖化対策の推進	3-2-1	省資源、省エネルギーの推進
				3-2-2	地産地消の推進
		3-3	脱炭素社会実現への取組	3-3-1	二酸化炭素の排出削減
				3-3-2	再生可能エネルギー発電の転換
4	（環境を守り伝える人材の育成） 環境に関心をもち、考え、行動するまち	4-1	環境教育・環境学習の推進	4-1-1	学校における環境教育・環境学習の推進
				4-1-2	社会における環境教育・環境学習の推進
		4-2	環境パートナーシップの推進	4-2-1	市民・事業者等との協働の推進
				4-2-2	地域コミュニティの活性化

第４章　基本目標別計画

第１節　自然を守り育て、未来へつなぐまち

【基本方針 1-1】

多様な自然を守り育てる

【現状と課題】

本市は、北部地域を中心に豊かな森林が広がり、長良川水系のまちとしての誇りであるきれいな水を育み、多様な生態系を支えています。武儀川、鳥羽川、伊自良川やその支流では、豊かできれいな水とともに、鳥や魚、昆虫、植物など多くの生物の生息地となっています。また、南部地域の平地を中心に広がる水田や畑地は、農業生産の場としての面と身近な生きものの住みかとしての面をもっています。

市内では、オシドリ（鳥類）、ナゴヤダルマガエル、ヒダサンショウウオ、ダゴガエル（両生類）、ハリヨ、アユカケ（魚類）、ギフチョウ、ツマグロキチョウ（昆虫）、イワザクラ、ミズニラ、コハナヤスリ、カワノリ（植物）などの貴重な種が生息、確認されており、生息環境の変化が進む中、生息状況の把握と保護対策が必要です。

特に、河川では護岸工事や外来生物の進入により本来の生態系が変化してきています。

また、森林や農地では、従事者の高齢化と担い手不足のため森林の荒廃や耕作放棄地の増加が懸念されています。森林については、市域の８割以上を占めることから、水源涵養機能や土砂災害防止、二酸化炭素の吸収源としても、その多面的機能を評価し、保全、活用していく必要があります。

【施策の体系】

1-1　多様な自然を守り育てる	1-1-1　森林・河川の保全、活用
	1-1-2　農地の保全
	1-1-3　生物多様性の保全

1-1-1　森林・河川の保全、活用

（1）森林の保全、活用

【施　策】	【具体的な取り組み】
観光資源としての利活用	●「山県さくら」をイメージキャラクターとした山県市三名山（舟伏山、釜ケ谷山、相戸岳）や古城山は、地域活性化の資源として、適正に管理し引き続き内外にＰＲを行います。
林道などの整備	●森林がもつ多面的機能が十分発揮されるよう林道、作業道の整備及び間伐を推進します。
森林、里山の保全、活用	●森林整備事業・森林環境基金事業を活用しながら、民有林の適正な管理・保全の促進に努めます。 ●適切な森林施業を推進するほか、山地保全対策や林野火災の予防、森林病害虫予防対策を強化して、豊かな森林の育成に努めます。 ●間伐材の利用を促進し、林業の活性化を図ります。 ●市森林づくり会議を開催し、間伐の推進、地域材の利用拡大、市民への普及、林業体験教育を推進します。

（2）河川の保全、活用

【施　策】	【具体的な取り組み】
観光資源としての利活用	●神崎川、伊自良湖、円原の伏流水などは市が誇る観光資源として内外にＰＲを行います。
自然環境に配慮した河川の整備	●整備の際に、水生生物と共生できる生息環境に配慮した工法を選択するよう検討します。
河川環境の保護活動の実施	●ポイ捨て、不法投棄防止に努め、河川環境保全のためクリーン作戦を実施します。

1-1-2　農地の保全

【施　策】	【具体的な取り組み】
農地の効率的利用の推進	●農地中間管理事業等を活用しながら、農地の利用集積の推進や利用可能な農地情報の収集・提供により、農地の効率的な利用を推進します。
多面的機能の維持・発揮	●国や県の補助制度の活用により、農業・農村の有する多面的機能の維持発揮を図る地域活動を推進します。
ぎふクリーン農業の推進	●化学肥料や化学合成農薬の使用量を従来と比べ３０％以上削減し環境への負荷に配慮した「ぎふクリーン農業」を推進します。
農地パトロールの実施	●農地の保全及び農地法の適切な運用を主眼に毎年、農地パトロールを実施し、農地の無断転用の早期発見と是正、耕作放棄地の解消に努めます。
鳥獣被害への対応	●猟友会による駆除を実施します。 ●野生鳥獣進入防止柵設置について支援します。

1-1-3　生物多様性の保全

【施　策】	【具体的な取り組み】
生態系保全への理解促進	●本市の舟伏山に分布する「イワザクラ」を観る会をはじめとする、生態系保全への理解を深めるよう努めます。 ●ハリヨが生息しやすいようハリヨ公園の適正な維持管理に努めるとともに保存会活動の活性化を図り、ハリヨの保護に努めます。 ●錦鯉の安易な放流を禁止します。 ●外来種による環境への影響について普及・啓発を推進するとともに、ペット飼育や植物栽培のモラル向上に努めます。
生物に配慮した開発事業の実施	●森林、池、緑地、河川など生態系に配慮した開発事業のとなるよう努めます。
保護活動の推進	●ギフチョウの保護を推進し、ギフチョウ育成ボランティアを支援します。 ●総合的な学習の時間等における身近な動植物の観察活動を実施します。
環境マップの作成	●岐阜県レッドデータブックなどを活用し、貴重な種の生息地域を把握し、観察に適したポイントの紹介など学校教材として副読本の作成を検討します。

【基本方針 1-2】

自然とふれあい、歴史・文化を継承する

【現状と課題】

本市は、円原の伏流水や瀬見峡など流域内に美しい自然景観をもつ神崎川や、山県市三名山（舟伏山、釜ケ谷山、相戸岳）など豊かな自然に恵まれています。また「グリーンプラザみやま」や「伊自良湖」「四国山香りの森公園」など様々な自然とふれあえる施設等が数多くあります。中には岐阜県と滋賀県の一部にしか生息しない貴重な淡水魚であるハリヨが観察できる「ハリヨ公園」もあります。

しかしながら、自然を大切にする意識は向上してきてはいるものの、一部のマナー違反者により自然を傷つける行為やごみをポイ捨てするなどの行為は無くなっていません。今後も引き続き自然を大切にする意識の向上や施設の有効活用のため、自然とのふれあいの場づくりや機会づくり、マナーの向上に努めていく必要があります。

また、本市には、白山神社拝殿（国指定重要文化財）や木造十一面観音（県指定重要文化財）、甘南美寺のエドヒガン桜（県指定天然記念物）など後世に伝えるべき歴史、文化遺産が数多く存在しており、所有者などの理解と協力を得ながら、多様な人材によって保存、継承、活用に努めていく必要があります。

【施策の体系】

1-2　自然とふれあい、歴史・文化を継承する

- 1-2-1　自然とのふれあいの推進
- 1-2-2　歴史・文化遺産の保全、活用

1-2-1　自然とのふれあいの推進

【施　策】	【具体的な取り組み】
ふれあいの場づくり	●「四国山香りの森公園」など市内に多数ある既存公園の魅力を高め有効活用を図ります。 ●自然と親しめる山や河川、公園等の維持管理を適切に行います。
ふれあいの機会づくり	●林道ウォーキングなど自然と親しめるイベントを実施します。 ●ホタルやカタクリ、ギフチョウなどの自然観察イベントを開催し、自然のすばらしさを体験できる機会の増大に努めます。
自然と共生するためのマナー啓発	●植物の採取禁止やごみの持ち帰りなど、自然と共生する上でのマナーの普及啓発に努めます。 ●市民が主体となった自然保護を目的とした組織・団体の育成に努めます。

1-2-2　歴史・文化遺産の保全、活用

【施　策】	【具体的な取り組み】
文化財の保護	●文化財保護条例に基づき、文化財の保存と活用に必要な措置を講じます。 ●埋蔵文化財については、土地開発事業に即応した調査を実施し適切な保存に努めます。 ●遺跡の発掘や文化財の調査体制の充実を図り、文化遺産についての調査データを整備し、学術的評価を明確にするとともに、その保護と活用に努めます。 ●国・県・市指定文化財の修理等の必要が生じた際には、市として支援し、文化財の保存と活用を図ります。
文化遺産の継承と活用	●無形民俗文化財等の保存活動を支援し、小中学校の学習活動に取り入れるなど、生涯学習の機会を活用し、伝統行事や郷土芸能の継承に努めます。 ●栗まつりなどのイベント開催時に郷土芸能等の発表の場を設け、市民への理解を深めるとともに内外にＰＲします。 ●文化遺産の調査成果を公表や活用により、市民の理解や関心を高めます。 ●市民による保護・活用のためのネットワークづくりを促進し、文化遺産をまちづくりに活かし継承に努めます。

第2節　いつまでも安心して暮らせる快適なまち

【基本方針 2-1】

公害のないまちの実現

【現状と課題】

（水質）

水質については、法律の規制などで工場などからの事業系排水は大きく改善され、家庭からの生活排水が河川を汚す大きな原因となっています。今後とも、公共下水道への接続や合併浄化槽の普及促進を図る必要があります。

（騒音・振動）

騒音については日常生活と密接な関わりを持ち、発生源も事業所や家庭でのペットの無駄吠えなど多様であり、対処のむずかしい課題の１つとなっています。振動については、建設作業が主な発生源となっています。

（悪臭）

悪臭については、人に不快感を与え心理的被害をもたらすことから、苦情や相談が多くなっています。本市では、近年において野焼きに関する苦情が非常に多く、また農作物に係る堆肥や畜産業に起因する苦情も寄せられています。

本市においては、こうした公害について広く市民生活や健康を脅かすほどの大きな被害や状況の悪化は見られませんが、快適な暮らしを送るためには公害を無くすことは重要です。今後とも、国の定める環境基準を超えないことを基本とし、環境保全監視員による監視や、県との合同による事業所への定期的な立入検査、近隣に配慮したマナーの啓発など県や事業所と連携した取り組みが必要です。

【施策の体系】

2-1　公害のないまちの実現	2-1-1　公害の防止（水質、騒音 振動、悪臭など）

2-1-1　公害（水質、騒音 振動、悪臭など）の防止

（1）公害の監視・指導体制の継続実施

【施　策】	【具体的な取り組み】
公害の監視・指導体制の強化	●県など関係機関の協力を得て、事業所などに定期的に立入検査を実施し、監視体制の強化に努めます。 ●市の環境保全監視員による公害の監視を継続して実施します。
苦情への迅速な対応・処理	●市民から寄せられる公害・環境問題など様々な苦情に対して、迅速で適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。また、必要に応じて関係機関と連携して対応します。

（2）水質（生活排水・事業所等からの排水）

【施　策】	【具体的な取り組み】
河川の水質検査	●市内の河川 28 ケ所（高富 17、伊自良 5、美山 6）で水質汚濁の状況を把握するため、年 1 回水質検査を実施します。
水洗化率の向上	●生活排水による水質汚濁を防止するため、公共下水道や農業集落排水への接続率を毎年把握し、接続を推進します。また、計画区域外の地域については、合併処理浄化槽の設置を推進します。
排水の適正処理の徹底	●県など関係機関の協力を得て、事業所や畜舎から発生する汚水処理の状況を把握し、適正処理について指導します。

（3）騒音、振動

【施　策】	【具体的な取り組み】
騒音状況の調査	●市内主要道路の騒音を測定し、環境基準の達成状況を確認します。
特定施設等の届出及び指導の推進	●「騒音規制法」「振動規制法」や県の公害防止条例などにより義務付けられている届出を徹底させるとともに、必要に応じて指導を行います。
事業所からの騒音の防止	●住・工混在の状況においては、事業所に必要な騒音防止措置を指導します。

（4）悪臭

【施　策】	【具体的な取り組み】
違法な野焼きの防止	●違法な野焼きを防止するため、行為者にチラシで周知するとともに環境パトロールにより指導を行います。
家庭、事業所における悪臭防止対策	●家庭からの生活雑排水対策や浄化槽の点検・整備など悪臭防止に関する対策や取り組みについて普及啓発に努めます。 ●悪臭防止法に基づき工場や事業所における悪臭の指導・規制を推進します。 ●畜産農家の悪臭及び害虫発生防止の取り組みについて支援します。

【基本方針 2-2】

快適に暮らせるまちづくり

【現状と課題】

（まち美化の推進）

本市は良好な住環境を有するものの、道路や空き地にはごみのポイ捨てや不法投棄、ペットのフンの放置も見られ、まちの美化を阻害しています。また、最近は空き地や空き家に繁茂する雑草等により衛生上の課題も生じています。これらは総じて、個人のモラルや近隣への配慮不足が引き起こしている身近で深刻な環境問題といえます。

本市では、環境保全条例に基づき、看板や自治会の回覧板などにより、ルールの遵守やモラルの向上などを呼びかけています。また、美化推進のため環境パトロールを実施し、ポイ捨てゴミや不法投棄されたごみの回収を定期的に行っています。

不法投棄については、今後も引き続き監視体制の強化を図っていくとともに、ポイ捨てやフンの不始末に対しては、市民一人ひとりのマナーの遵守、モラルの向上を図っていくことが重要です。また、空き地・空き家の雑草問題については所有者への啓発をより一層行うとともに、空き家問題については、相談会や空き家バンクの活用など、より充実した実効性のある取り組みを推進する必要があります。

（憩いの場の整備）

本市では住みよいふるさとの実現を図るため、市「花の都ぎふ」運動において地域の公園や道路等における「花かざり事業」を実施しています。

自治会、老人クラブ、各種団体を中心に実施しており、実施団体数は横ばいの状態ですが、団体を支える会員数の減少と高齢化が進んでおり事業活動の縮小が懸念されています。

今後は、活動内容に理解を求め、会員の増加に努めていく必要があります。

また、市民の憩いの場として市内には、３６ヶ所の公園があり、その内自治会に管理を委託している公園が１８ヶ所あります。こうした既存の公園について、幅広い年齢層の市民が安全で気持ちよく使用できるよう計画的で適正な維持管理を行政と地域と協力して実施する必要があります。

【施策の体系】

2-2　快適に暮らせるまちづくり

- 2-2-1　まち美化の推進
- 2-2-2　憩いの場の整備

2-2-1　まち美化の推進

（1）不法投棄やごみのポイ捨て防止対策

【施　策】	【具体的な取り組み】
意識啓発の徹底	●不法投棄されやすい場所に不法投棄の禁止を強く呼びかける啓発看板を設置します。 ●夏場の川遊びなどで本市を訪れる人などに同報無線や看板設置を通じて、ごみの持ち帰りを促します。
監視体制の強化	●不法投棄の多い場所を中心に環境パトロールを実施し、ポイ捨てゴミや不法投棄物の回収を実施します。 ●不法投棄の早期発見のため環境保全監視員による監視を引き続き実施します。

（2）環境美化の推進

【施　策】	【具体的な取り組み】
環境美化活動への参加促進	●自治会やボランティア団体が実施するクリーン作戦を支援し、参加を促進します。
ペットの適正飼育	●散歩時におけるペットのフンの後始末や適正な飼育管理について普及啓発を図ります。
空き家・空き地の適正管理	●管理者に対して、除草や衛生害虫の予防・駆除等の適正管理を啓発、指導します。 ●相談会や空き家バンクの活用により、定住の促進や地域の活性化を推進し、空き家の増加に少しでも歯止めをかけるように努めます。

2-2-2　憩いの場の整備

【施　策】	【具体的な取り組み】
緑化・花かざり事業	●緑の募金を活用し、市内の緑化を推進します。 ●市「花かざり」運動において地域の公園や集会所、道路などに花かざりを実施し、地域の憩いの場づくりに取り組みます。
既存公園の適切な維持管理と充実	●遊具の安全管理や公園施設のバリアフリー化に努めます。 ●幅広い年齢層の市民が安全で気持ちよく使用できるよう計画的で適正な維持管理を行政と地域と協力して実施します。

第3節　資源とエネルギーを大切にする循環のまち

【基本方針 3-1】

3Rとごみの適正処理の推進

【現状と課題】

本市のごみ処理は、平成 22 年４月から本格稼動となった市のごみ処理施設「山県市クリーンセンター」に搬入後、資源化、破砕、焼却、最終処分をしています。

本市の令和２年度における１人１日当りのごみ排出量は、736ｇで、県平均の 878ｇを大きく下回っています。その内、生活系ごみが 74.2%（546ｇ）、事業系ごみが 25.8%（190ｇ）で、県の平均より若干、事業系ごみの割合が低くなっています。

一方、再資源化率は、12.3%で、県平均（16.33%）を下回っています。

近年、小中学校等が実施する集団回収の資源回収量が年々減少しており、家庭から出る古紙等が、民間事業者が設置した「資源回収ステーション」による回収へシフトしているものと考えられます。

本市においては、ごみの減量化やリサイクル対策として、指定ごみ袋制度や資源ごみ回収団体への補助金、生ゴミ処理機の購入補助金等の制度を設けて取り組んでいます。これらの取り組みを継続するとともに、更なるごみ減量化、最終処分場の延命化に向け市民や事業者と一緒になって３Ｒ【Reduce（ごみを減らす）Reuse（ものを再使用する）、Recycle（ものを再利用する）】を推進していくことが必要です。

【施策の体系】

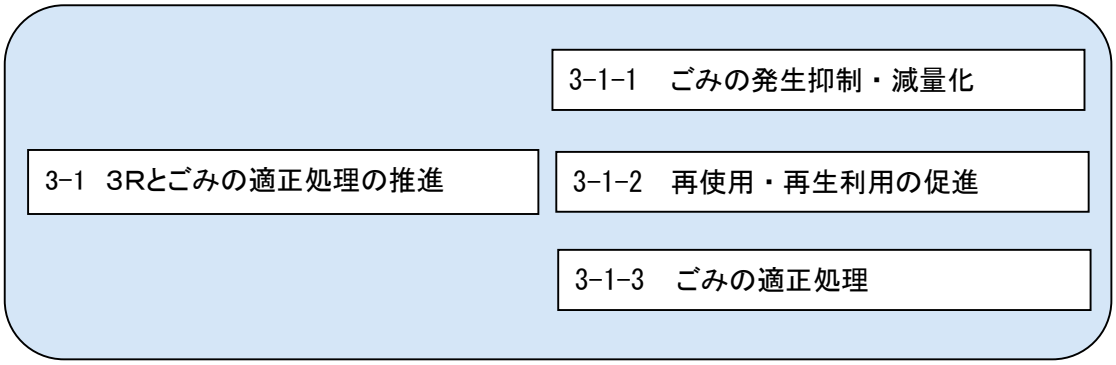

3-1-1　ごみの発生抑制・減量化

【施　策】	【具体的な取り組み】
市民意識の啓発	●栗まつりなどのイベント開催時にエコステーションを設けごみの減量化、資源化の啓発を行い、市民の意識向上を図ります。 ●市民のごみ減量化意識を高めるため、山県市クリーンセンターの見学申し込みについて、積極的に受け入れを行います。
レジ袋の削減 マイバッグ持参	●市内のショッピングセンターやスーパーマーケット等と「レジ袋削減（有料化）の取り組みに関する協定」を締結するとともにマイバッグの持参を促進します。
生ゴミ処理の普及	●生ごみの減量化及び堆肥化を図るため、コンポストや生ゴミ処理機、枝葉粉砕機の購入補助金制度の周知に努めます。

3-1-2　再使用・再生利用の促進

【施　策】	【具体的な取り組み】
資源ごみの 回収促進	●「資源ごみ」や「使用済み小型家電」、「有害ごみ」などリサイクル可能な回収品について、市民へ周知します。 ●集団回収は、ごみの減量化とリサイクルに取り組む協働事業として補助金を交付し支援します。
事業系ごみのリサイクルの推進	●事業系ごみやリサイクル可能な古紙類や廃食用油などについては、市及び事業者ごとに独自の売却ルートを開拓し、事業者自らによる資源化と適正な処理を推進します。
木くずの再生処理	●公園や街路樹の管理により発生する草や剪定枝については、可能な範囲で民間の破砕施設に搬入し、再生処理に努めます。
各種リサイクル法の周知	●家電リサイクル法などの各種リサイクル法や「廃インクカートリッジ」など業界の自主的な取り組みにより資源化ルートが確立しているものについては、情報提供により資源化の徹底を図ります。

3-1-3　ごみの適正処理

【施　策】	【具体的な取り組み】
ごみ出しルールの周知徹底	●「環境衛生カレンダー」や「家庭ごみ分別の手引き」などの冊子を通じて、市民へごみの正しい分別方法や収集日の周知を図ります。 ●地域コミュニティとのつながりが少ない外国人実習生等には、商工会や事業主を通じて適切なごみ出しルールの周知を図ります。
ごみステーションの適正管理	●ごみステーションの管理については、自治会内で掃除当番制度を設けるなどし、自治会での適切で自主的な管理を促進します。
クリーンセンターの運営管理	●クリーンセンターの運営管理については、効果的、効率的な運営管理を業者に委託し、市職員による日常、定期モニタリングを実施するとともに、焼却炉や最終処分場等についての維持管理状況やダイオキシン、ばい煙などの測定結果について、ホームページで公表します。

【基本方針 3-2】

地球温暖化対策の推進

【現状と課題】

地球温暖化問題に関する情報は、新聞、テレビなど多くの媒体が取り上げ、市民の関心度が高くなっています。平成 28 年度に内閣府が行った世論調査によると「関心がある」とする人の割合が 87.2%（「関心がある」40.4%+「ある程度関心がある」46.8%）と非常に高く、大都市ほど「関心がある」とする人の割合が高くなっています。

温暖化の影響で岐阜県の年平均気温は、この 100 年で岐阜市が約 1.7℃、高山市が約 1.4℃の割合で上昇しており、気温が上昇した影響で、岐阜の桜の開花日はこの 50 年で約８日早くなっています（岐阜地方気象台・ホームページ　岐阜県の長期変化傾向）。

また、地球温暖化が原因と考えられる豪雨災害、異常渇水、農作物への影響などが発生しています（岐阜県地球温暖化防止活動推進センター　ホームページ）。

本市においては、地球温暖化対策を推進するため、市の施設について省資源・省エネルギー型の社会に向けた取り組みを始めています。再生可能エネルギーである太陽光発電パネルを設置した施設としては、高富小学校、高富中学校、美山中学校、市総合体育館などの４施設となっています。中でも市総合体育館は、災害時の市内最大級の指定避難場所（収容人員約 1,500 人）となっており、大規模災害時における電力需要の対応も兼ねて整備をしています。また、省エネルギー対策として、市役所本庁舎、小中学校（小学校９校、中学校３校）の校舎及び体育館や防犯灯、街路灯、野外照明灯など可能な限りＬＥＤ照明を導入しています。

地球温暖化防止のためには、「地産地消」の推進も大きなメリットがあります。同じ食材でも、なるべく近くでとれたものを食べることで、輸送に伴うエネルギーを減らし、地球環境への負荷を減らすことができます。市内には、地産地消を推進すべく「てんこもり」や「ふれあいバザール」などの農産物直売所があり、みんなが地元で採れた新鮮な農産物を食べることにより「地産地消」へとつながり、さらには「食育」の取り組みも期待できます。私たちの生活が地球規模で環境に影響を及ぼしていることを十分に理解し、みんなが省エネの生活習慣を身につけることが大切です。

【施策の体系】

3-2　地球温暖化対策の推進	3-2-1　省資源、省エネルギーの推進
	3-2-2　地産地消の推進

3-2-1　省資源、省エネルギーの推進

【施　策】	【具体的な取り組み】
地球温暖化対策実行計画の推進	●市役所の事務事業（街路灯は除く）に係る二酸化炭素の排出量について、毎年各課からの実績に基づき、排出量を算定します。 ●市役所の事務事業について、使用エネルギーの節減に取り組みます。 ●「地球温暖化対策実行計画」に関し、令和６年度までに「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、官民共同で取り組む地球温暖化対策の施策について検討します。
キャンペーン等による市民の関心喚起	●「環境月間（6 月）」や「地球温暖化防止月間（12 月）」「クールアースデー（7 月 7 日）」などにおいて、広報紙における普及啓発記事の掲載やライトダウンキャンペーンの実施により、地球温暖化防止に対する市民の関心を高めます。
省エネ型ライフスタイルの推進	●自転車通勤やクールビズ・ウォームビズなど省エネ型ライフスタイルの普及を推進します。
省エネ機器の導入	●公共施設にＬＥＤ照明など省エネ機器の導入を推進します。
低公害車の導入	●公用車にハイブリット車やエコカーなどの低公害で燃費の良い車の導入に努めます。
節水、雨水利用	●節水設備や雨水利用施設の公共施設への導入拡大を検討します。
畜産由来メタンガスの排出削減	●メタン排出量を抑制する畜産飼料の普及を推進します。
水田農業由来メタンガスの排出削減	●稲わら・稲株の秋期すき込みや、稲わらの畜産農家への供給により、水田農業由来のメタンガス排出量削減を推進します。

3-2-1　地産地消の推進

【施　策】	【具体的な取り組み】
農産物直売所の活用	●地場農産物の販売増加と遊休農地解消のため、直販施設への農産物出品を促します。
地場農産物の消費拡大	●地場農産物のブランド化を進めます。 ●スーパーマーケットなど量販店において地場産売場コーナーを設置します。 ●学校や保育園の給食において地場農産物の使用を推進します。

【基本方針 3-3】

脱炭素社会実現への取組

【現状と課題】

2015年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年で失効する京都議定書以降の気候変動対策の新たな国際枠組みとなるパリ協定が採択されました。

国においては、パリ協定の採択を受け、2016年5月に地球温暖化対策計画を閣議決定し、2021年4月には地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、「2050年目標と整合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」ことを表明しました。

そこで、市では持続可能な社会の実現に向け、産業革命以降に蓄積された二酸化炭素を縮減させるべく、2050年までに二酸化炭素の実質マイナスを目指し、2022年（令和４年）を「脱炭素元年度」と位置づけることとしました。

その取組へのスタートにあたり、令和４年６月に「カーボンマイナスシティ宣言」と、「世界首長誓約」を表明しました。

これはどちらも脱炭素社会実現へ向け、国の排出削減目標を上回る具体的な削減目標を策定し、再生可能エネルギーの活用や省資源・省エネルギーの推進等、環境に負荷の少ない暮らしを実現させることを目指すというものです。

温室効果ガスの排出抑制を行うためには、電気や燃料等で使用するエネルギーの量を削減する必要があります

市では、市民や事業者との協働により脱炭素社会の推進に取り組むことが重要と考え、2022年度に「山県市脱炭素協議会」を発足させ、地球環境に負担の少ない暮らしを実践するまちづくりを進めていくことを目指します。

課題点としては、山県市には鉄道が通っていないため、公共交通はバスのみとなり、市民の移動手段は必然的に自家用車が選択されていることがあげられます。新たに整備した山県バスターミナルを中心に、デマンドバスを含めた公共交通の有効活用をさらに推進し、充実させていくことが求められます。

そのほかには、太陽光や、風力、地熱といった再生可能エネルギーを利用した発電設備や、バイオマス発電事業を官民一体となり、協働により推進していく必要があります。

政府の目指す 2050 年までにカーボンニュートラルのイメージ図

（環境省ウェブサイトより）

図 4-1　カーボンニュートラルのイメージ図

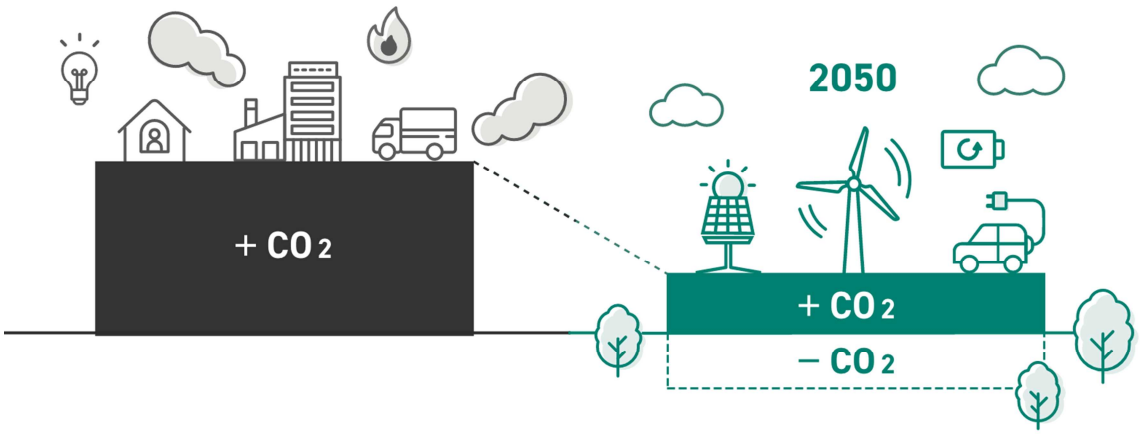

排出する二酸化炭素が、森林吸収分と同量となって二酸化炭素の排出量が実質ゼロになっています。

詳細な CO2 削減目標

図 4-2　国の定めた温室効果ガス削除の目標

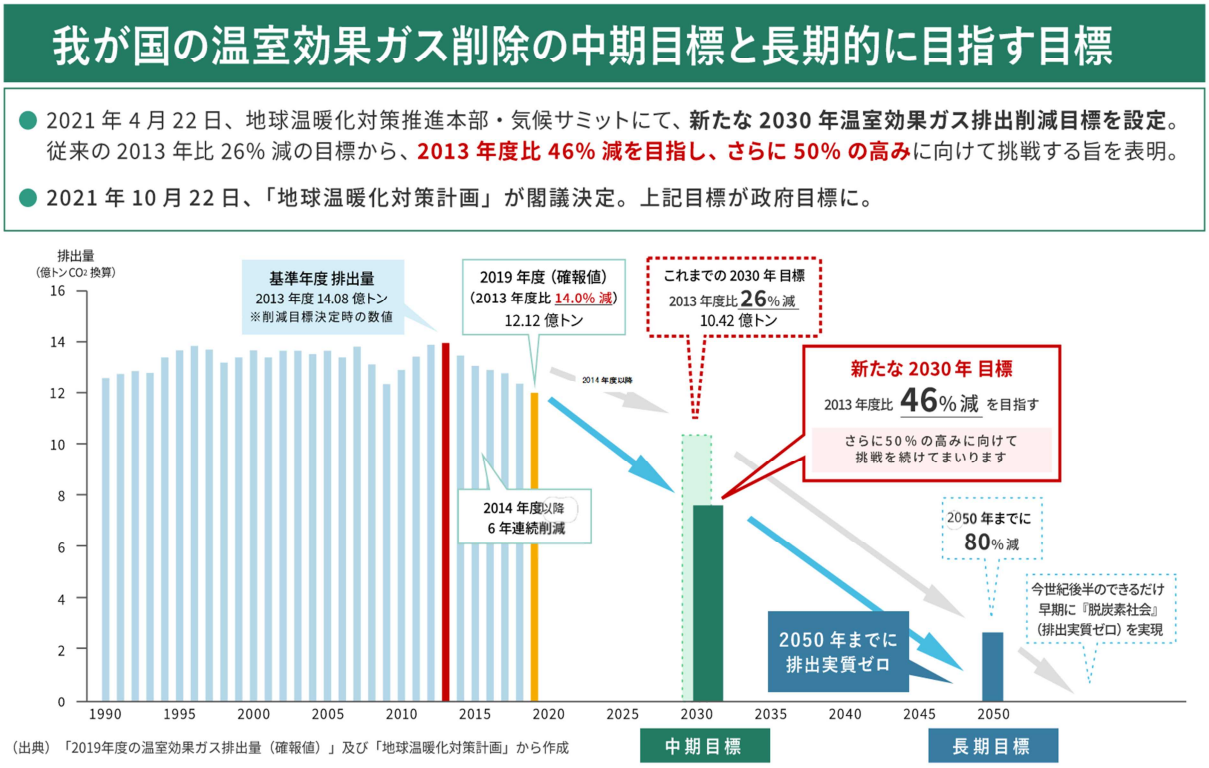

山県市が目指すカーボン・マイナス・シティーのイメージ

カーボンマイナスとは、地球上の二酸化炭素総量を減少に導くことです。カーボンネガティブと言われることもあります。つまり、二酸化炭素の排出量よりも、二酸化炭素の吸収量を増やすことで、全体として二酸化炭素の総量を減少させることができます。森林等の植物を増やすことは、一時的に二酸化炭素を吸収し、炭素を固定し、増加した大気中の炭素総量を減少に導くことができます。次頁の施策の着実な実施のほか、科学技術の進展に合わせ、今後、先進的技術の導入等、柔軟に施策を見直し、改善していくことが必要となります。

なお、下図の森林吸収分の数値は、岐阜県内の人工林全体の二酸化炭素吸収量を、山県市の人工林が占める割合（約 3.3%）で乗じた数字を用いています。2030 年及び 2050 年の目標値は、全ての人工林が適切に植林伐採されていくのを条件としています。林野庁によればスギ（植林後 30～50 年）は 1 ㎢当たり毎年最大 808t の二酸化炭素吸収力があります。山県市には約 107 ㎢の人工林があり、適切に植林伐採することで、毎年最大 8.7 万 t の二酸化炭素を吸収できることになります。下グラフは山県市全人工林の最大の吸収可能量を例示したものです。これにより 2050 年のカーボンマイナスを実現する可能性が高まります。

図 4-3　二酸化炭素排出削減と森林吸収分の予想図

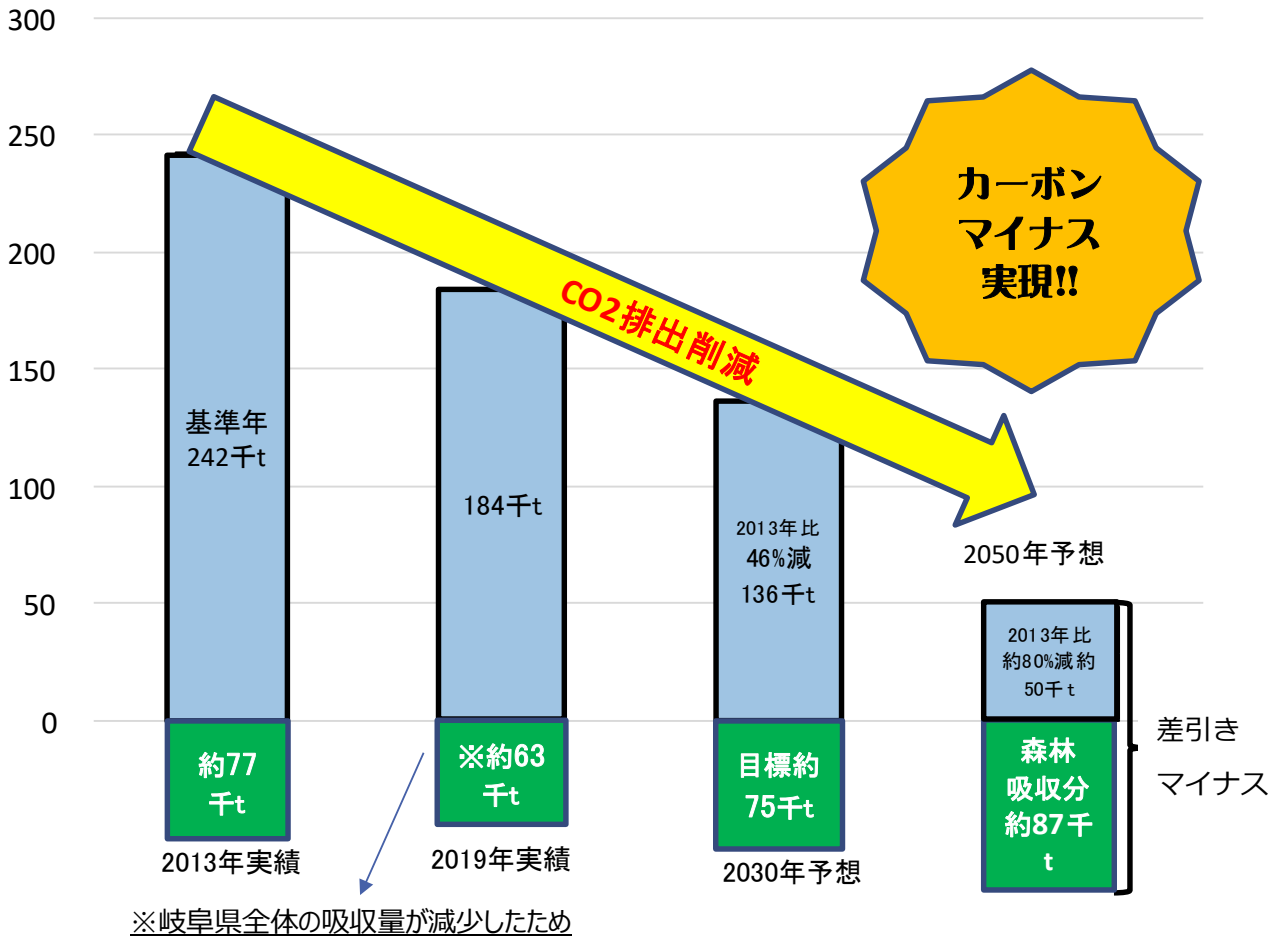

【注】前頁において、森林吸収分について、岐阜県全体の森林吸収分を山県市の面積比で算出しましたが、2019 年の数値が 2013 年に比べて約 18%減少しているのは、岐阜県全体の吸収量が減少したためです。当該データは変動幅があり、抽出した年が特に少ない数値であったためで、岐阜県の森林吸収量は全体としては横ばいとなっています。

3-3　脱炭素社会実現への取組

3-3-1　二酸化炭素温室効果ガスの排出削減・吸収

3-3-2　再生可能エネルギー発電への転換

3-3-1　二酸化炭素（温室効果ガス）の排出削減・吸収

二酸化炭素（温室効果ガス）の排出削減

【施　策】	【具体的な取り組み】
公共交通機関の拡充	●山県ターミナルを基点としたパークアンドライド方式の積極活用を推進します。 ●北部地域の高齢者の市内移動におけるデマンドバス利用を推進します。 ●カーシェアリング・レンタカー等推進による、自家用車登録台数のあり方を検討します。
ＥＶ車等の導入促進	●電気自動車（EV）、水素自動車（HEV）、ハイブリット車等の低公害車の有用性を市民及び市内事業者に周知し、乗換え・導入の支援を検討します。
畜産由来堆肥の積極活用	●市内畜産農家が生産する畜産由来堆肥の活用を促し、輸入肥料や化石燃料などを原料とした化学肥料の使用減少・代替を提唱します。
住居・事業所の省エネ	●住居・事業所の省エネ化を支援します。 ●節電や節電方法の広報・周知啓発を行います。 ●より省電力の家電や OA 機器の買換えを推奨します。

二酸化炭素（温室効果ガス）の吸収

【施　策】	【具体的な取り組み】
森林による二酸化炭素吸収	●人工林の植林・間伐・伐採、遊休地の植林等を支援の枠組みを検討します。

	●森林の保全・活用の担い手を確保育成し、労働安全の指導を推進します。 ●林業従事者移住・定住促進プランを検討します。 ●市内から出荷される材木のブランド化・高付加価値化（もうかる林業）を検討します。
二酸化炭素吸収事業・バイオマス事業の推進	●大気中の二酸化炭素を分離し、地中に封入する技術の低廉化大規模化の技術の取込みを検討します。 ●バイオマス発電時に発生する二酸化炭素の分離貯蔵技術（CCS）によるゼロエミッション化の技術の取込みを検討します。

3-3-2　再生可能エネルギー発電への転換

【施　策】	【具体的な取り組み】
再生可能エネルギーの利用促進及び省エネ化の推進	●市民や事業者へミニ水力発電、太陽光、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの利用を推進を提唱します。 ●国の原子力政策や再生可能エネルギーによる二酸化炭素を排出しない発電の比率向上の情報を周知します。 ●水素、アンモニア、メタノールといった二酸化炭素を排出の僅少なエネルギー源の活用に向けた官民による技術開発の情報を周知します。 ●市民の住居に、太陽光発電設備を設置した場合に補助金を交付します。また、省エネ・創エネ設備導入による ZEH 化（Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、断熱性や設備の効率化を高め快適な室内環境を実現しながら、太陽光等の発電で創るエネルギーと差引き消費するエネルギーをゼロの住宅）化を推進し、電力の地産地消を目指す取組を支援します。 ●事業者の営業所に、省エネ・創エネ設備導入による ZEB 化（Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロの建物）化を推進し、電力の地産地消を目指す取組を支援します。
バイオマス事業の推進	●木材・畜産産地の特性を生かしたバイオマス燃料事業の取組を支援します。 ●バイオマス発電の普及向上に向けた取組を支援します。

第4節　環境に関心をもち、考え、行動するまち

【基本方針 4-1】

環境教育・環境学習の推進

【現状と課題】

今日、私たちを取り巻く環境は様々な課題を抱えています。かつて環境問題といえば企業に起因する公害問題が主な課題でした。現在では、私たちの生活に起因する身近な公害や自然との共生、資源の有効利用など取り組むべき課題は数多くあります。

こうした環境問題に対処していくためには、市民、事業者、行政を問わず、すべての人が環境に対する責任と役割について理解と認識を深め、体験などを通じて実際の行動に取り組みやすくすることが大切です。そのため、家庭、学校、地域、職場など様々な場において、あらゆる年齢層を対象に、環境教育を総合的に推進し、環境保全への意識を高めていく必要があります。

また、本市の環境に対して豊富な知識や経験をもっている方の協力のもと、新たな団体の育成や活動を活性化させる基盤をつくる必要があります。

学校などにおいては、自然とふれあう機会を設けたり、環境保全をテーマとして様々な視点から環境学習を行うことを継続・定着させていくことや、自治会活動などを通じて市民・事業者相互の交流や知識・経験を活かす機会をつくり、環境についてお互いに学びあうことが重要です。

【施策の体系】

- 4-1　環境教育・環境学習の推進
  - 4-1-1　学校における環境教育・環境学習の推進
  - 4-1-2　地域等における環境教育・環境学習の推進

4-1-1　学校における環境教育・環境学習の推進

【施　策】	【具体的な取り組み】
学校における 主体的な環境学習の促進	●「緑の少年団」「こどもエコクラブ」などへの参加を各校に呼びかけます。 ●環境保全をテーマとして様々な視点から環境学習を行います。 ●市内の学校において、児童・生徒や教職員が協力して省エネ施策を検討し、実現します。
体験型環境学習機会の充実	●身近な生物調査等に取り組み、いのちの大切さや自然を慈しむ心、共存の必要性について理解を深めます。 ●地元の自然とふれあうなどの経験や地域を教材とした実感の伴う学習により、豊かな自然環境とその恵みを大切に思う心を育みます。

4-1-2　地域等における環境教育・環境学習の推進

【施　策】	【具体的な取り組み】
人材育成の推進	●地域や職場で環境学習活動や環境保全活動を率先して行う人材の育成に努めます。 ●環境に対して豊富な知識や経験をもっている方の協力のもと、新たな環境保護団体の設立を支援します。
環境教育・環境学習の場や機会の提供	●市民のあらゆる世代や事業者が、環境教育、環境学習に取り組めるように地域の公民館などで、地域の実情や特性を考慮した環境に関する講座を開催します。また必要に応じて、環境カウンセラー（環境省の登録制度）を活用し、学習内容の充実を図ります。
大学等と連携した取り組みの推進	●本市が連携協定を結ぶ大学等と連携し、本市の環境や固有の生物について、研究の題材として活用してもらうとともに、市民にも参加を呼びかけます。

【基本方針 4-2】

環境パートナーシップの推進

【現状と課題】

市民や事業者がもつ環境保全に対する知識や経験、意識を積極的な行動に結びつけ、地域環境を良好なものとしていくためには、多様な主体がそれぞれの特色や状況に応じて環境保全の取り組みに参加できることが望まれます。

本市では、自治会等による環境保全活動とともに市内の事業者なども登録できる「山県市まち美化パートナー制度」（登録団体数：平成 29 年 4 月現在 23 団体）を設け、身近な公共空間である道路、公園、河川等の美化、清掃を行うボランティア活動を支援してきました。

このような取り組みが少しずつ広がりを見せはじめつつありますが、関心があるものの実践に至っていない市民や人材不足が運営上の課題となっている市民団体、自ら保有するノウハウや人材を活かしきれていない事業者等それぞれに課題が見受けられます。

今後は、団体間の交流の機会を設け、活動に対する課題や保有するノウハウ、投入できる資源に関する情報の集約・共有化を図り、各団体の課題解決に向けた仕組みを検討することが必要です。こうした仕組みの導入を図ることにより、各団体の力を効率かつ効果的に活用し、市民、事業者、行政で構成する新たな「環境パートナーシップ」の構築が期待できます。また、自治会、老人クラブが行うクリーン活動や各学校等のＰＴＡや保護者会が行う集団資源回収も引き続き支援していく必要があります。

こうした地域の環境保全活動の促進が地域コミュニティの活性化につながり、地域コミュニティの活性化が更なる地域の環境保全活動を促進するというような「好循環づくり」についても意識して進めていく必要があります。

【施策の体系】

- 4-2　環境パートナーシップの推進
  - 4-2-1　市民・事業者等との協働の推進
  - 4-2-2　地域コミュニティの活性化

4-2-1　市民・事業者等との協働の推進

【施　策】	【具体的な取り組み】
環境保全活動団体への支援	●自治会や老人会、PTA等が実施する環境保全活動について、ごみの回収等により引き続き支援します。 ●「まち美化パートナー制度実施要綱」に基づき市民や事業者がボランティアとして行う美化活動等について、資材、燃料等の提供により支援します。 ●市民への波及効果や意欲向上のため、優れた取り組みについては、広報紙で紹介します。

4-2-2　地域コミュニティの活性化

【施　策】	【具体的な取り組み】
地域コミュニティ活性化への支援	●地域コミュニティの必要性、有用性を啓発し、自治会や老人クラブ等への加入促進に努めます。 ●地域コミュニティの基本である自治会事業への支援を通じて、自治会の主体的なまちづくりの機運の醸成を図ります。
地域イベントへの支援	●各地域が主体で実施する地域イベントについて、支援します。
世代間交流の促進	●子どもと高齢者など世代間交流を通じて、地域固有の文化や自然などについて生きた知識を伝承し、「地域力」を醸成するための取り組みを検討します。

第５章　環境指標

計画策定後の毎年度の進捗管理において、取り組みが着実に展開されているか、その結果、目標に向けて環境がどのように改善されているかを継続的に点検・評価するため、定量的な環境指標を設定しました。また、中間見直しの実績として令和３年度の実績を掲載しました。

分野	環境指標	単位	現　状		実　績	目　標	
			年度	数値	中間（Ｒ３）	中間（Ｒ４）	最終（Ｒ９）
自然環境	林道伊自良根尾線開設（総延長6,383m）	m	28	4,458	4,982	5,096	5,596
	間伐実績面積（年間）	ha	28	129	93	250	250
	林道ウォーキングの参加者数	人	28	250	300	250	250
	管内農地面積	ha	28	1,324	1,301	1,289	1,254
	上記の内　遊休農地面積	ha	28	13.9	10.4	7	0
	農地保全活動団体数	団体	28	3	3	3	3
	自然保護等ボランティア団体数	団体	28	3	3	3	4
生活環境・快適環境	鳥羽川（桜橋）の BOD　B 類型	ｍｇ/ℓ	28	2.4	1.2	基準達成維持	
	伊自良川（富士橋）の BOD　A 類型	ｍｇ/ℓ	28	0.5 未満	0.5 未満	基準達成維持	
	武儀川（富永橋）の BOD　A 類型	ｍｇ/ℓ	28	0.5 未満	0.5 未満	基準達成維持	
	公共下水道の水洗化率	%	28	35.9	39.7	60	68
	農業集落排水の水洗化率	%	28	87.5	89.4	90	90
	汚水衛生処理率 $\frac{\text{公共下水人口+農集人口+合併浄化槽人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$	%	28	58.4	60.3	70 以上	80 以上
	合併浄化槽の設置基数（休止を除く）	基	28	1,882	1,799	1,810	1,730
	単独浄化槽の設置基数（休止を除く）	基	28	2,913	2,277	2,320	1,610
	騒音規制法第 18 条の規定に基づく調査（調査路線は５年のローテーション）	ＬＡｅｐ	28	昼 66 夜 55	昼 58 夜 45	基準達成維持	
	「悪臭」に関する苦情件数	件	28	6	3	5 以下	3 以下
	空き家率（住宅・土地統計調査）	%	25	13.4	16.5	―	―

	５年毎						
	花かざり事業実施団体数	団体	28	49	31	51	53
	環境パトロールのごみ回収量	ｋｇ	28	9,800	7,410	－	－
	「不法投棄」に関する苦情件数	件	28	39	62	25 以下	20 以下
	「空き地等の雑草」に関する苦情件数	件	28	51	33	40 以下	30 以下

分野	環境指標		単位	現　状		実　績	目　標	
				年度	数値	中間（Ｒ３）	中間（Ｒ４）	最終（Ｒ９）
循環型社会・地球温暖化対策	ごみ総排出量（可燃、不燃、資源、粗大、有害ごみ）		t	28	6,445	6,362	6,316	6,190
	１人１日当りのごみ排出量（総排出量＋集団回収）÷人口÷365 日		g	28	710	692.1	700 以下	690 以下
	再生利用率 $\frac{\text{直接資源化+中間処理後再生利用量+集団回収}}{\text{ごみ総排出量+集団回収}} \times 100$		%	28	13.9	9.3	15 以上	17 以上
	集団回収（小中学校等）	実施団体数	団体	28	14	11	現状維持	－
		延べ実施回数	回	28	32	28	現状維持	－
		回収量	ｋｇ	28	491	150.56	－	－
	クリーンセンター最終処分場の残余容量		㎥	28	7,187	3.833	3,500	500
	市の事務・事業に係るエネルギー使用量（街路灯を除く）	電　力	ｋｗｈ	28	11,751,376	12,467,677	現状以下	－
		灯　油	L	28	470,785	445,552	現状以下	－
		ガソリン	L	28	48,566	22,804	現状以下	－
		軽　油	L	28	11,694	1,323	現状以下	－
		都市ガス	m3	28	9,658	16,963	現状以下	－
		液化石油ガス（LPG）	m3	28	43,084	50,175	現状以下	－
	10ｋｗ未満	太陽光発電施設導入件数	件	28	577	739	750	－
		太陽光発電施導入容量	ｋｗ	28	2,418	3,484	3,550	－
	10ｋｗ以上	太陽光発電施設導入件数	件	28	355	607	620	－
		太陽光発電施導入容量	ｋｗ	28	16,677	27,174	28,000	－

人材育成	「緑の少年団」「こどもエコクラブ」の参加学校数		校	28	1	0	1	1
	まち美化パートナー登録団体数		団体	28	24	23	30	35
	自治会清掃活動	延べ実践団体数	団体	28	262	175	270	275
		ごみ回収量	ｋｇ	28	5,820	6,495	―	―

第６章　計画の推進・進行管理

第１節　計画の推進

計画の実効性を高め、効果的に環境施策を推進するため、市民や事業者、行政の協働（パートナーシップ）のもとで、それぞれが期待される役割を主体的に果たしていくための仕組みづくりに努めます。

（１）有識者による専門的な立場からの提言・助言【山県市環境審議会】

本計画に基づく各種環境施策の実行・推進について、専門的な立場から審議を行うとともに、広い見識をもって提言や助言を行う機関として、山県市環境審議会を活用します。

（２）庁内の連携・調整による環境施策の推進

本計画を含め、市の環境施策に関する関係各課で庁内調整を実施します。計画に位置づけた施策や事業の進捗状況の点検を行うとともに、課題の解決に向けた組織横断的な取り組みの推進を図ります。

（３）国や県等の補助、支援制度の活用

計画の掲げる施策や事業を安定的かつ継続的に推進していくためには、適切な財政措置が必要です。事業の実施・推進に必要な財源を確保するため、国や県、各種法人等における補助制度や支援制度の情報を幅広く収集し、積極的に制度の活用を検討します。

（４）各主体の取り組みの促進

本計画を着実に推進し、効果を上げていくためには、市民や事業者等の環境保全施策に対する理解と積極的な参画が必要となります。そのため市は本計画の目的や取り組み内容等について、市民や事業者、関係機関等に対して市のホームページなどで広く公表するとともに、その趣旨の徹底に努めます。

また、市民や事業者等が組織する民間団体が自発的に行う自然保護活動やリサイクル活動などの環境保全活動が促進されるよう、市は適切に支援するものとします。

第２節　計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→改善（Action）というＰＤＣＡサイクルを基本とし、施策や事業の継続的改善を図ります。

（１）環境指標の活用と充実

第５章で定めた環境指標を活用し、毎年度の進行管理において定量的に環境施策の進捗状況や目標の達成状況を点検・評価するとともに、さらに適切な評価ができるように指標の充実に努めます。

（２）計画の進捗状況の点検・報告

本計画の実効性を客観的に担保するため、環境の現況や施策の実施状況等を毎年、点検評価し、その結果を環境審議会に報告します。

（３）計画の見直し

本市を取り巻く環境や社会情勢の変化に応じて、山県市環境審議会に諮り、施策や目標、環境指標などの見直しを行います。

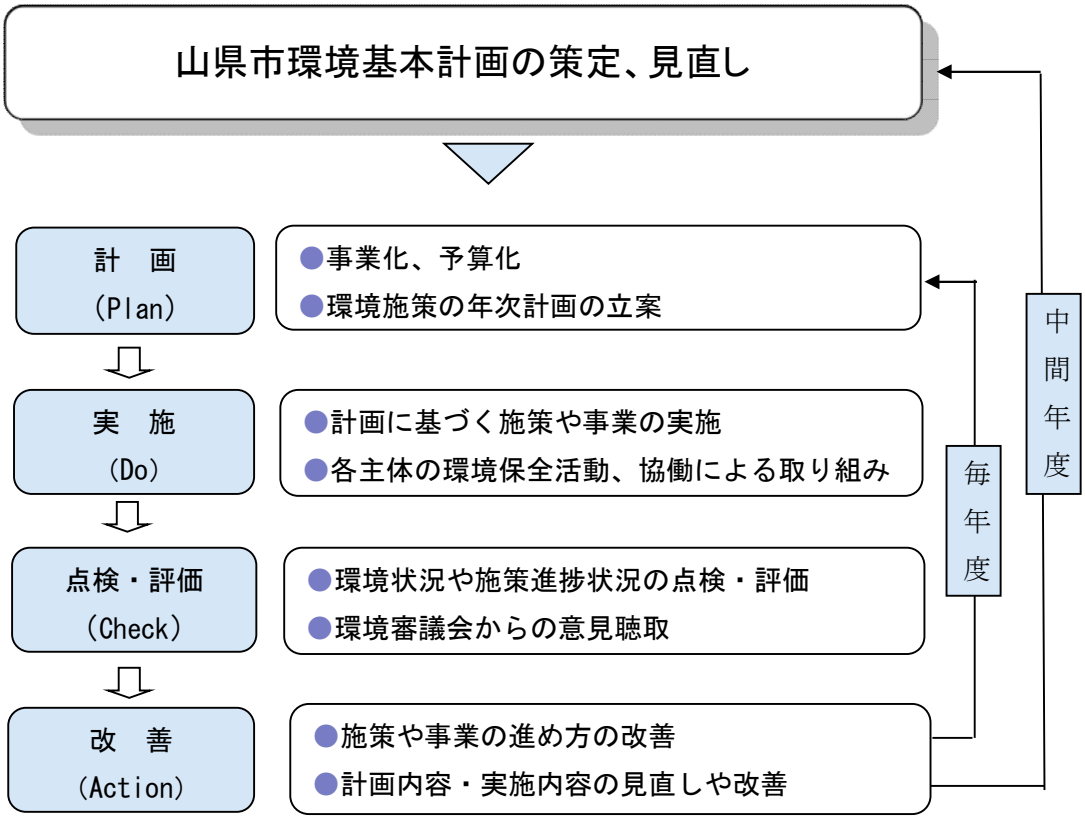

資　料　編

資料１　山県市「カーボン・マイナス・シティ宣言」

山県市「カーボン・マイナス・シティ宣言」

～　２０５０年までに二酸化炭素の実質マイナスを目指して　～

近年、極端現象などの異常気象により、国内外での自然災害の激甚化が年々顕著となってきています。こうした気候変動問題は、世界での対応が避けることのできない喫緊の課題でもあり、その要因は二酸化炭素の増大等による地球温暖化であるとも言われています。

それに対し、問題を単純化し過ぎなどと異論を唱える他の諸説も存在します。しかし、１８世紀の産業革命以降の工業化の進展により、人為起源の二酸化炭素の排出量等が急激に増加してきていることは間違いのない事実です。

そのため、２０１５年に合意されたパリ協定（産業革命期からの平均気温の上限幅を1．5℃に抑えるよう努力するという目標）が国際的に広く共有されました。その後、２０２１年に開催されたＣＯＰ２６（第２６回国連気候変動枠組条約締約国会議）等においても、世界的な喫緊の課題として取り組んでいくことが再確認されました。

我が国においても、衆参両院で「気候非常事態宣言」が可決され、第２０８回国会において、首相は「２０３０年度４６％削減、２０５０年カーボンニュートラルの目標実現」に取り組むことが表明されています。

民間企業においても、実質的に二酸化炭素の排出量より吸収量を多くする「カーボンネガティブ」「カーボンポジティブ」といった取組が進められています。

山県市では、これまで市環境基本計画や市地球温暖化対策推進実行計画に基づいて、様々な対応を展開してきました。しかし、これまでの施策は、点や線といったレベルでのつながりであるということを否定できません。これからは、各種施策を総合的かつ体系的に、そして面的、ときには立体的に進めていく必要があります。

そこで、山県市では、ＳＤＧｓの理念の下、産業革命以降に蓄積された二酸化炭素を縮減させるべく、２０５０年までに二酸化炭素の実質マイナスを目指し、本年を「脱炭素元年度」と位置づけます。

山県市の面積の8割以上を森林が占めています。この緑豊かな森林は、自然災害を防ぎ、清流を生み出すとともに、私たちに心の潤いと安らぎを与えてきてくれた宝です。二酸化炭素の縮減は、決して他人事ではなく、２０５０年は遠い未来でもありません。これからの私たちの行動が、私たちの住む地域を、そして地球の将来を決めていきます。

今を生きる私たちは、脈々と受け継がれてきた豊かな自然・歴史・文化などの貴重な財産を未来に生きる子どもたちへ引き継いでいかなければなりません。そのためにも、山県市は全ての市民・事業者・団体等と認識を共有し、国や他の自治体とも連携し「カーボン・マイナス・シティ」に向けて取り組んでいくことをここに宣言します。

令和４年６月２３日

岐阜県山県市長　林　宏優

資料２　世界首長誓約

Covenant of Mayors for Climate & Energy JAPAN 世界首長誓約 / 日本

GLOBAL COVENANT of MAYORS for CLIMATE & ENERGY

世界首長誓約/日本
誓約書

山県市、日本

山県市長　林 宏優は、世界気候エネルギー首長誓約のメンバーである「世界首長誓約/日本」の誓約書に署名し、持続可能でレジリエント（強靭）な地域づくりを目指すとともに、パリ協定の目標達成に貢献します。

1. 以下の事項を誓約します。
   ❶持続可能なエネルギー（エネルギーの地産地消など）を推進します。
   ❷2030 年の温室効果ガス排出量は国の削減目標以上の削減を目指します。
   ❸気候変動の影響などに適応し、レジリエント（強靭）な地域づくりを目指します。
2. 誓約後 2 年以内に、誓約事項❶❷❸に関する目標、温室効果ガス排出量などの状況、具体的な目標達成方策などに関する「気候エネルギー行動計画」を策定・報告し、これに取り組みます。
3. 2 年ごとに、同行動計画の進捗状況を報告します。

Covenant of Mayors for Climate and Energy Japan
Commitment of
The City of Yamagata, Japan

I, Hiromasa Hayashi, Mayor of the City of Yamagata, commit to the Covenant of Mayors for Climate & Energy Japan which is a local chapter of the Global Covenant of Mayors for Climate & Energy, and endeavor to create a sustainable and resilient future while contributing to the achievement of the Paris Agreement objectives.

1. To ensure this commitment, I pledge the followings:
   (i) Promote sustainable energy (e.g., local production and consumption of energy)
   (ii) Endeavor to reduce greenhouse gas emissions by 2030 exceeding Japan's NDC (Nationally Determined Contribution)
   (iii) Prepare and adapt for the impacts of climate change and build up a climate and disaster resilient region
2. Within two years after the commitment, I prepare and submit a Climate and Energy Action Plan which contains the targets to realize the above pledges, a municipal scale greenhouse gas emission inventory, and concrete policy measures to achieve the targets, and thereafter I take actions according to the Plan.
3. Every two years, I submit a progress report of the Plan.

山県市　City of Yamagata

〒501-2192　岐阜県山県市高木 1000 番地 1
1-1000 Takaki, Yamagata City, Gifu Pretecture,501-2192 JAPAN
https://www.city.yamagata.gifu.jp/

林 宏優

2022 年 6 月 28 日　山県市長　林　宏優
Mayor of the City of Yamagata, Hiromasa HAYASHI
28, June,2022

資料３　山県市環境基本条例

平成１５年４月１日
条例第１０２号

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全及び創出（以下「還境の保全等」という。）について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全等を行う上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。

２　この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

３　この条例において「公害」とは、環境の保全等を行う上での支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全等は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、人類の存続の基盤である限りある環境が人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって継承されるよう積極的に推進しなければならない。

２　環境の保全等は、すべての事業者及び市民がすべての事業活動及び日常生活を行うに当たって環境への負荷をできる限り低減する行動を行うことにより、積極的に推進しなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、環境の保全等を図るため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

（１）　公害及び災害の防止、廃棄物の削減、廃棄物の適正処分及び再利用、省資源、省エネルギー、交通体系の確立、居住環境の整備、秩序ある土地利用、歴史的及び文化的資産の保存、景観の保全等生活環境に関すること。

（２）　森林の保全及び活用、河川の浄化、緑化の推進、自然景観の形成、自然保護等自然環境に関すること。
（３）　地域社会の融和、伝統的文化の保存及び創造、健全な青少年の育成等社会環境に関すること。
（４）　地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護、野生生物の保護管理等地球環境保全に関すること。

（市民の責務）

第５条　市民は、その日常生活において、環境の保全等に積極的に努めるとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

２　前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

２　事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の少ない原材料等を使用するよう努めなければならない。

３　前２項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

（環境基本計画）

第７条　市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

２　市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ山県市環境審議会設置条例（平成15年山県市条例第101号）に規定する山県市環境審議会の意見を聴かなければならない。

３　市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

４　前２項の規定は、基本計画の変更についてもこれを準用する。

（環境への配慮）

第８条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全等に配慮しなければならない。

（推進体制）

第９条　市は、環境施策を実効的かつ総合的に推進するため、体制を整備、充実するよう努めるものとする。

（環境教育等の推進）

第１０条　市は、市民及び事業者が、環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者が自ら活動を行う意欲が増進されるようにするため、教育及び学習の推進その他

の必要な措置を講ずるものとする。

（自主的活動の推進）

第１１条　市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体が行う環境の保全等のための自主的活動に対し、支援、助言等を行うことができる。

（環境情報の提供）

第１２条　市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに活動の促進に資するため、環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（市の指導等）

第１３条　市は、環境の保全等を図るため必要と認めるときは、市民、事業者等に対し、支援、指導、勧告、助言等を行うことができる。

（国、県、他の市町村、国際機関等との協力）

第１４条　市は、必要があると認められるときは、国、県、他の市町村、国際機関等（以下「国等」という。）と協力して施策を推進するとともに、国等に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

（環境影響評価）

第１５条　市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第１６条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

資料４　山県市環境保全条例

平成１５年４月１日
条例第１０３号
改正　令和２年３月１９日条例第１５号

目次

第１章　総則
第１節　通則（第１条・第２条）
第２節　市長の責務（第３条―第５条）
第３節　事業者の責務（第６条―第９条）
第４節　市民等の責務（第１０条―第１２条）
第５節　環境保全監視員（第１３条―第１８条）
第２章　自然環境の保全
第１節　保護動植物及び保護区域の指定（第１９条―第２４条）
第３章　生活環境の保全
第１節　公共の場所の清潔保持等（第２５条―第２９条）
第２節　空き地の適正な管理（第３０条・第３１条）
第３節　公害の防止（第３２条―第４０条）
第４節　地下水の保全（第４１条―第５２条）
第５節　水道水源の保護（第５３条）
第６節　放置車両の措置（第５４条―第６４条）
第７節　自動車等のたい積保管の規制（第６５条―第７９条）
第８節　愛がん動物の管理（第８０条―第８２条）
第４章　雑則（第８３条―第８６条）
附則

第１章　総則

第１節　通則

（目的）

第１条　この条例は、市民の自然を愛する心、祖先から受け継いだ美しい環境を守る心を育み、豊かな緑と、清らかな水に恵まれた国土を保全し、すべての市民が、健康で文化的な生活が営めるよう、環境の保全に関する基本的な事項を定めることによって、市長及び市民並びに事業者の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　良好な環境　市民が、健康で文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環

境及び景観をいう。

（２）　生活環境　人の生活に係る環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含むものをいう。

（３）　自然環境　自然の生態系を構成する土地、大気、水及び動植物をいう。

（４）　事業者　市の区域内で行う事業について、自ら施行する者又は契約により施行を注文する者及び当該事業について契約により施行を請け負うすべての者をいう。

（５）　市民等　市民、旅行者その他の滞在者をいう。

（６）　公共の場所　道路、公園、広場、河川その他公共の利用に供されている場所をいう。

（７）　空き缶等　空き缶、空き瓶、プラスチック容器その他の飲食料の空き容器及びたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、紙くずその他散乱性の高いごみ等に類する物をいう。

（８）　回収容器　空き缶等を回収するための容器をいう。

（９）　空き地　現に居住の用その他特定の目的のために利用されていない土地又は人が使用していても相当の空間部分を有し、人が使用していない土地と同様の状態にある土地をいう。

（１０）　公害　事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（１１）　地下水　井戸により採取する水をいう。

（１２）　水道水源　市民が生活に必要とし、使用する水道の水源地をいう。

（１３）　自転車　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１項第１１号の２に規定する自転車（機能の一部又は全部を失った状態のものを含む。）をいう。

（１４）　自動車　道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第２条第２項に規定する自動車（機能の一部又は全部を失った状態のものを含む。）をいう。

（１５）　車両　自転車、自動車及び道路運送車両法第２条第３項に規定する原動機付自転車（機能の一部又は全部を失った状態のものを含む。）をいう。

（１６）　放置車両　車両で、公共の場所（山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成１５年山県市条例第１３０号）に規定する山県市自転車等駐車場を除く。）に適当な権限なく相当の期間にわたり置かれているものをいう。

（１７）　愛がん動物　犬猫その他ペットとして飼育する動物をいう。

（１８）　飼い主　愛がん動物の所有権を有する者又はそれ以外の者で、これを飼育し、又は管理するものをいう。

第２節　市長の責務

（市長の基本的責務）

第３条　市長は、市民の健康で快適な生活を確保するため、良好な環境の確保と形成に関す

る基本的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

２　市長は、前項の事務を処理するに当たっては、総合的な行政の運営を図らなければならない。

（環境施設の整備）

第４条　市長は、良好な環境を確保するため、道路、公園、緑地、下水道その他の環境施設の整備に努めなければならない。

（市民意識の啓発）

第５条　市長は、環境に関する知識の普及を図り、良好な環境づくりに関する市民の意識を高めるための措置を講じなければならない。

第３節　事業者の責務

（事業者の基本的責務）

第６条　事業者は、その事業活動によって環境を害しないよう、この条例の定めるところにより、自らの責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

（協力義務）

第７条　事業者は、市長その他行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

（従業者への指導）

第８条　事業者は、従業者に対し、良好な環境を確保するための法令及び市長その他行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策について、その指導に努めなければならない。

（苦情又は紛争の解決）

第９条　事業者は、事業活動を行うに当たり、当該事業にかかわる苦情又は紛争が生じたときは、自らの責任と負担において、誠意をもって解決に当たらなければならない。

第４節　市民等の責務

（市民等の基本的責務）

第１０条　市民等は、常に良好な環境の確保に努めなければならない。

（土地、建物等の清潔保持）

第１１条　市民等は、その占有し、又は管理する土地、建物及びその周辺を清潔に保ち、相互に協力して、地域の良好な環境を確保するよう努めなければならない。

２　市内に土地又は建物を所有する者は、地域住民に協力して、良好な環境の確保に努めなければならない。

（協力義務）

第１２条　市民等は、市長その他行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

第５節　環境保全監視員

（設置）

第１３条　市長は、山県市内の環境美化を図り、快適な生活環境を守るため環境保全監視員

を置くことができる。

２　環境保全監視員の運用等については、規則で定める。

第１４条から第１８条まで　削除

第２章　自然環境の保全

第１節　保護動植物及び保護区域の指定

（保護動植物）

第１９条　市長は、良好な自然環境を確保するため必要があると認めるときは、保護すべき動植物（動物の卵及び植物の種子を含む。以下「保護動植物」という。）及び保護すべき区域（以下「保護区域」という。）の指定をすることができる。

２　市長は、前項に規定する保護動植物及び保護区域を指定しようとするときは、あらかじめ、山県市環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

３　市長は、保護区域に指定しようとするときは、あらかじめ、当該土地の所有者又は管理者の同意を得なければならない。

４　市長は、保護動植物及び保護区域の指定をしたときは、規則で定めるところにより告示しなければならない。

（標識の設置）

第２０条　市長は、保護動植物及び保護区域を指定したときは、保護区域内にその旨を表示した標識を設置しなければならない。

２　前項の規定による当該土地の所有者又は管理者は、標識の設置に協力するよう努めなければならない。

３　何人も、第１項の規定により設置された標識を汚損し、又は市長の承諾を受けないで移転し、若しくは除去してはならない。

（指定の解除）

第２１条　市長は、公益上の理由又はその他特別な理由があるときは、あらかじめ審議会の意見を聴き、保護動植物又は保護区域の指定を解除することができる。

２　市長は、前項の規定による指定の解除をしたときは、第１９条第４項の規定を準用する。

（行為の制限）

第２２条　何人も、市長が指定する保護動植物を、捕獲し、殺傷し、採取し、又は損傷してはならない。ただし、規則で定めるところにより市長の許可を受けたときは、この限りでない。

（助成）

第２３条　市長は、保護動植物について、その保護のため必要と認めるときは、保護区域内の土地の所有者又は管理者に対し、規則で定めるところにより助成することができる。

（損失の補償）

第２４条　市長は、保護動植物又は保護区域の指定により、損失を受けた者に対して、通常生ずるべき損失を補償する。

２　前項の補償を受けようとする者は、市長にこれを請求しなければならない。

３　市長は、前項の規定による請求を受けたときは、審議会に諮問し、補償する金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

第３章　生活環境の保全

第１節　公共の場所の清潔保持等

（公共の場所の清潔保持）

第２５条　市民等は、公共の場所を汚損してはならない。

２　市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等のごみを持ち帰り、又は回収容器に収納し、空き缶等の散乱防止に努めなければならない。

（公共の場所の管理者の義務）

第２６条　公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保持するため適正な管理をしなければならない。

（工事施行者の責務）

第２７条　土木工事、建築工事その他の工事を行うものは、その工事の施行に際し、土砂、廃材、資材又は廃棄物等が公共の場所に飛散し、脱落し、流失し、又はたい積しないようこれらの物を適正に管理しなければならない。

（自動販売機所有者等の責務）

第２８条　自動販売機の所有者又は管理者は、回収容器を自動販売機の周囲に設置しなければならない。

２　前項の規定により回収容器を設置した者は、当該回収容器を適正に管理し、その周囲に空き缶等が散乱し公共の場所を汚損することのないよう努めなければならない。

（勧告）

第２９条　市長は、第２７条又は前条第１項の規定に違反して当該公共の場所の環境を害していると認められる者に対し、当該公共の場所の清掃又は回収容器の設置その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第２節　空き地の適正な管理

（空き地管理者等の責務）

第３０条　空き地の所有者又は管理者（以下「管理者等」という。）は、当該空き地に雑草等が繁茂し、枯れ草が密集し、又は廃棄物が投棄されるなどの管理不良の状態により、近隣の生活環境を損なうことのないよう適正な管理をしなければならない。

（指導、助言及び勧告）

第３１条　市長は、空き地が管理不良の状態にあるとき、又は管理不良の状態になるおそれがあるときは、当該空き地の管理者等に対し、管理不良の状態の解消について必要な指導又は助言を行うことができる。

２　市長は、空き地が管理不良の状態にあると認めるときは、当該空き地の管理者等に対し、管理不良の状態の解消について、雑草等の刈り取りその他必要な措置を勧告することができる。

第３節　公害の防止

（新設又は増設の協議）

第３２条　工場、事業所（以下「工場等」という。）を新設し、又は増設しようとする事業者は、公害の発生防止について、市長とあらかじめ協議しなければならない。

（公害防止協定）

第３３条　事業者は、市長から公害の未然防止に関する協定の締結について申出を受けたときは、その申出に応じなければならない。

（公害防止計画の提出）

第３４条　市長は、公害防止のため事業者に対し、規則で定めるところにより、公害防止に関する計画の提出を求めることができる。

（事故届等）

第３５条　事業者は、事故により工場等から公害を発生させ、人の健康若しくは生活環境に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、直ちに操業を中止し、又は短縮するなど応急の措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

（１）　氏名及び住所（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

（２）　工場等の名称及び所在地

（３）　事故の発生年月日及び時間

（４）　事故の原因及び内容並びに被害防止の応急措置

（５）　その他市長が必要と認める事項

２　前項の規定による届出をした事業者は、速やかに当該事故の再発防止の措置に関する計画を市長に提出しなければならない。

３　前項の規定により計画を提出した事業者は、その措置を完了した日から３日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

４　市長は、前項による届出を受理したときは、速やかにその措置について確認しなければならない。

（公害の防止措置）

第３６条　市長は、公害を発生させ、又は発生させるおそれのある事業者に対し、その防止について必要がある場合には、関係機関の協力を得て適切な措置を講ずることができる。

（報告及び調査）

第３７条　市長は、前条に規定する事業者に対し、施設の状況その他必要な事項の報告を求め、市長及びその所属職員又は市長が選任する専門委員に工場等に立ち入って、施設等その他の物件を調査させることができる。

（苦情の処理）

第３８条　市長は、公害に関する苦情について、市民の相談に応じ、必要があるときは、他の関係行政機関と協力して、その適切な処理に努めなければならない。

（和解のあっせん）

第３９条　市長は、公害に係る紛争が生じ、当事者から要請があった場合は、和解のあっせ

んをすることができる。

２　市長は、前項の規定により紛争の和解のあっせんを行う場合において、当該紛争が重要であると認めるときは、審議会の意見を聴かなければならない。

（援助）

第４０条　市長は、小規模事業者が行う公害防止のための施設の整備等について、必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

第４節　地下水の保全

（地下水の保全）

第４１条　市長及び事業者は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、地下水源の枯渇、地盤沈下及び地下水の水質汚濁を防ぐなど地下水保全に努めるとともに、地下水利用の適正化を図り、もって市民の生活用水の供給を確保し、公共の福祉に寄与しなければならない。

（規制区域）

第４２条　市長は、規則で定める地下水の採取を規制する区域（以下「規制区域」という。）を定めることができる。

（採取の許可）

第４３条　規制区域において、井戸のうち規則で定めるものを設置又は変更しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合において、市長は条件を付することができる。

２　前項の規定にかかわらず、この条例の施行日において、規制区域内に井戸を設置している者は、この限りでない。

（許可の申請）

第４４条　前条第１項の許可を受けようとする者は、あらかじめ規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

（許可基準）

第４５条　市長は、前条の規定による許可の申請が規則で定める許可基準に適合するときは、許可するものとする。

（変更の許可）

第４６条　第４３条第１項の規定による許可を受けた者が、許可事項を変更しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

（工事完了・譲渡又は廃止・休止の届出）

第４７条　第４３条第１項及び前条の許可を受けた者は、当該許可を受けた井戸（以下「許可井戸」という。）の工事が完了したとき、権利を譲渡したとき、又は廃止・休止したときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

（許可の取消し及び撤去命令）

第４８条　市長は、偽り、その他不正の手段により第４３条第１項及び第４６条の許可を受けた者に対して、その許可を取り消し、又は許可井戸の撤去を命ずる等必要な措置を講

ずることができる。

（中止命令）

第４９条　市長は、第４３条第１項及び第４６条の規定による許可を受けないで、地下水採取を行っている事業者に対し、当該地下水採取の中止を命ずることができる。

（報告及び立入調査）

第５０条　市長は、必要な限度において地下水採取を行っている者（以下「地下水採取者」という。）から報告を求め、又は担当職員を施設に立ち入って調査を行わせることができる。

（指導及び勧告）

第５１条　市長は、前条の規定による報告又は調査の結果必要があると認めたときは、地下水採取者に対し指導及び勧告を行うことができる。

（地下水の有効活用）

第５２条　地下水採取者は、地下水を有効に活用するために地下水の使用を合理化し、再利用に努めるものとする。

第５節　水道水源の保護

（水道水源の保護）

第５３条　市長は、良好な生活環境を確保するため、水道水源の保護に関して適切な措置をとらなければならない。

第６節　放置車両の措置

（車両の放置の禁止）

第５４条　何人も、公共の場所に車両を放置してはならない。

（自転車所有者等の責務）

第５５条　自転車の所有者等は、当該自転車に住所及び氏名を明記し、防犯登録を受けるよう努めなければならない。

（通報及び調査）

第５６条　市長は、放置されている車両を放置車両と認めたときは、速やかに警察署へ通報するとともに、所有者等を確認するため、警察署の協力を求め調査を行うものとする。

（移動命令）

第５７条　市長は、前条の規定による調査の結果、当該放置車両の所有者等を確認したときは、当該所有者に対し、期限を定め、当該公共の場所から当該放置車両を移動するよう命ずることができる。

（所有者等不明の場合の移動の告知等）

第５８条　市長は、第５６条の規定による調査の結果、当該放置車両の所有者等が確認できないときは、次に掲げる事項を告知する標章を当該放置車両の見やすい箇所に取り付けるものとする。

（１）　放置車両を当該公共の場所から移動すべき旨及びその期限

（２）　放置車両を移動しようとするときは、市長に申告すべき旨

（３）　放置車両を移動期限を経過しても移動しないときの措置

２　前項の規定により、放置車両の移動等の告知をされた当該放置車両の所有者等は、移動する旨市長に申告し、当該標章により告知された移動期限までに、当該公共の場所から放置車両を移動しなければならない。

３　何人も、第１項の規定により放置車両に取り付けられた標章を破損し、又は汚損してはならず、また、前項の規定により当該放置車両を移動した場合を除き、これを取り除いてはならない。

（放置車両の移動）

第５９条　市長は、放置車両の所有者等が、第５７条の規定により命令し、又は前条第１項の規定により告知したにもかかわらず、移動期限を経過したときにおいても当該放置車両を移動しないときは、あらかじめ保管場所として定めた場所に、当該放置車両を移動し保管することができる。

（引取命令）

第６０条　市長は、前条の規定により移動した放置車両の所有者等を確認したときは、当該所有者等に対し、期限を定め当該放置車両を引き取るよう命ずることができる。

（移動等費用の徴収）

第６１条　市長は、当該放置車両の移動及び保管に要した費用（以下「移動等費用」という。）の実費を所有者等から徴収することができる。

（引取りのない放置車両の処分）

第６２条　市長は、第５８条及び第５９条の規定による措置を講じたにもかかわらず、保管する期間を経過したときにおいても引取りのない放置車両については、処分する旨をあらかじめ告示し、当該放置車両を処分することができる。

（処分による収入）

第６３条　市長は、前条の規定により放置車両を処分した場合において収入があったときは、その代金を移動等の費用に充てることができる。

（放置車両の措置通知）

第６４条　市長は、第５８条により放置車両に標章を取り付けるとき、及び第６２条の規定により放置車両を処分しようとするときは、規則で定めるところにより、当該公共の場所の管理者及び所轄の警察署長に対し、事前に通知するものとする。

第７節　自動車等のたい積保管の規制

（自動車等のたい積保管の許可）

第６５条　自動車等を積み重ねて保管（以下「たい積保管」という。）しようとする者は、あらかじめ、たい積保管場所ごとに市長の許可を受けなければならない。

（許可の申請）

第６６条　前条の規定による許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）　たい積保管の目的及び事業にあっては、その事業名
（３）　たい積保管場所の所在地
（４）　たい積保管場所の面積
（５）　たい積保管の方法
（６）　たい積保管の開始予定期日
（７）　その他市長が必要と認める事項
２　前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。
（許可基準）
第６７条　市長は、前条の規定による許可の申請が規則で定める保管基準に適合するときは、許可するものとする。
（許可の有効期間）
第６８条　許可の有効期間は、許可の日から起算して３年とする。ただし、再許可を妨げない。
（再許可の手続）
第６９条　前条ただし書の再許可の申請については、規則で定める手続による。
（許可の条件）
第７０条　市長は、第６５条の規定による許可をするに当たっては、災害の防止又は良好な環境を確保するため必要な限度において条件を付することができる。
（変更の許可）
第７１条　第６５条の規定による許可を受けた者が、第６６条第１項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
２　前項の規定による許可は、第６７条及び前条の規定を準用する。
（承継）
第７２条　第６５条の規定による許可を受けた者については、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その許可による者の地位を承継する。
２　前項の規定により、地位を承継した者は、その承継があった日から３０日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
（表示板の設置）
第７３条　第６５条の規定による許可を受けた者は、たい積保管場所の見やすい場所に規則で定める表示板を設置しなければならない。
（改善勧告）
第７４条　市長は、第６５条、第７１条及び第７２条の規定による許可を受けた者が保管基準に違反しているときは、当該保管基準に適合するよう必要な改善を勧告することができる。
（改善命令）

第７５条　市長は、事業者が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定め必要な改善を行うことを命ずることができる。

（許可の取消し）

第７６条　市長は、第６７条及び第７２条の許可を受けた者が、偽りその他不正な手段により許可を受けたとき、又は前条の規定による命令に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

（中止命令）

第７７条　市長は、第６７条又は第７２条の規定による許可を受けず、たい積保管をしている者に対し、当該たい積保管の中止を命ずることができる。

（原状回復命令）

第７８条　市長は、第７６条の規定により許可を取り消したとき、又は前条の規定によりたい積保管の中止を命じたときは、期限を定め原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

（廃止の届出）

第７９条　第６７条及び第７２条の規定による許可を受けた者が、たい積保管を廃止したときは、その廃止の日から１０日以内に、市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項に規定する届出があったときは、その事実を確認しなければならない。

第８節　愛がん動物の管理

（愛がん動物の飼育）

第８０条　愛がん動物の飼い主は、その愛がん動物の形態、性状等に応じ、悪臭の発散の防止、病害虫の発生の予防等、衛生上の適正な管理に努めるとともに、人に危害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないよう適正に飼育しなければならない。

（愛がん動物のふん害の防止）

第８１条　飼い主は、愛がん動物を屋外で運動させる場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　愛がん動物を綱、鎖等でつなぎ、制御できるようにすること。

（２）　愛がん動物のふんを処理するための用具を携行すること。

（３）　愛がん動物のふんにより、公共の場所並びに他人の土地建物及び工作物を汚したときは、直ちに処理すること。

（指導及び勧告）

第８２条　市長は、飼い主が第８０条又は前条の規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、必要な指導及び勧告をすることができる。

第４章　雑則

（協力要請）

第８３条　市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長、事業者、関係団体及び関係人に対し、必要な協力を要請するものとする。

（立入調査）

第８４条　市長は、前章第３節から第７節までの施行に必要な限度において、当該職員に事業区域若しくは場所又は当該事務所に立ち入り、事業の施行状況及び帳簿、書類その他の物件を調査させ、許可を受けた事業者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（違反事実の公表）

第８５条　市長は、第７８条の規定による原状回復命令等に従わなかった者について、良好な環境の確保のため必要があると認めるときは、その事実を公表することができる。

（委任）

第８６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現に工場、事業所を新設し、又は増設している事業者又はその承継人は、この条例施行の日から３箇月間は、第３２条の協議をしないでも、工事を続けることができる。

３　この条例の施行の際、現にたい積保管をしている者又はその承継人は、この条例の施行の日から２年間は、第６５条の許可を受けないで、たい積保管をすることができる。その者が当該期間内に同条の許可の申請をした場合において、当該申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

４　前２項の規定にかかわらず、この条例の施行前に、合併前の高富町美しいまちづくりに関する条例（平成１２年高富町条例第３３号）、伊自良村環境保全条例（平成７年伊自良村条例第３０号）又は美山町良好な生活環境の確保に関する条例（平成１０年美山町条例第２１号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

５　この条例の施行前になされた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（令和２年３月１９日条例第１５号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

資料５　諮問書、答申書

山市第　６１４　号
令和４年７月２２日

山県市環境審議会
　会長　森　　誠　一　　様

山県市長　林　　宏　優

山県市環境基本計画の見直しについて（諮問）

山県市環境基本条例第７条第２項の規定により、山県市環境基本計画の中間見直しについて山県市環境審議会の意見を求めます。

令和５年２月６日

山県市長　林　　宏　優　様

山県市環境審議会
　会長　森　　誠　一

山県市環境基本計画の見直しについて（答申）

山県市環境基本条例第７条第４項の規定に基づき、令和４年７月２２日付け山市第６１４号をもって諮問された山県市環境基本計画の見直しについて、当審議会において審議を重ねた結果、別冊のとおり答申します。

なお、環境基本計画の推進にあたっては、計画の趣旨を十分に尊重し、市民一人ひとりが環境の良さを実感できるまちの実現をめざし、将来にわたって継承されるよう要望します。

資料６　山県市環境審議会名簿、審議会開催経過

区　分	氏　名	所　　属	備　考
住民の代表者	松久　茂	山県市自治会連合会	
	福田　英治	環境カウンセラー	
	臼井　勝義	美山漁業協同組合組合長	
議　　会	田中　辰典	山県市議会議員	
学識経験者	森　誠一	岐阜協立大学教授	会長
関係行政機関	八代　英彦	岐阜地域環境室長	
	髙橋　広美	いわ桜小学校長	
	宇野　邦朗	山県市政策参与	副会長

開催日	内　　容
令和４年７月 22 日	令和４年度第１回山県市環境審議会 現計画の評価について（諮問）
令和４年 10 月３日	令和４年度第２回山県市環境審議会 現計画の見直しについて（草案）
令和４年 12 月６日	令和４年度第３回山県市環境審議会 第２次山県市環境基本計画骨子案について
令和４年 12 月 23 日～ 令和５年１月 23 日	パブリックコメントの募集
令和５年２月６日	令和４年度第４回山県市環境審議会 第２次山県市環境基本計画案について（答申）

資料７　用語説明

【アルファベット】

ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）
微生物が水中の有機物を分解する際に消費する酸素量。河川において、有機物による水質汚濁を測る指標の一つで数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

ＳＤＧｓ
Sustainable Development Goals の略称で、「持続可能な開発目標」という意味。世界が 2016 年から 2030 年までに達成すべき 17 の環境や開発に関する国際目標のこと。

【か行】

環境基準
人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として大気、水質、土壌、騒音について定めた行政上の目標。

環境負荷
人の活動が環境に与える影響で、それによって環境の保全に支障が生じるおそれのあるもの。

岐阜クリーン農業
岐阜県が定義した従来の栽培に比べ化学合成農薬・化学肥料をそれぞれ 30%以上削減した栽培のこと。一定の基準を満たして生産された農産物にはロゴマークをつけることができる。

岐阜県レッドデータブック
岐阜県が調査した県内において、絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書。

協働
市民・事業者・行政などの主体が、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとに、環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取り組みを行うときの協調的関係のこと。

【さ行】

再生可能エネルギー
太陽光、水力、風力、地熱等、エネルギー源として地球の自然環境の中で繰り返し利用することができると認められるエネルギー。

最終処分場
ガラス・金属・陶器などの焼却不適ごみを埋め立てにより処分する場所のこと。

循環型社会
天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図る社会。大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会に代わるものとして提示された概念。廃棄物の発生を抑制し、排出された廃棄物はできる限り資源として利用し、利用できないものは適正に処分することによって実現される。

水源涵養機能（すいげんかんようきのう）
森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに水質が浄化されるなどの機能。

３Ｒ（スリーアール）
リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の頭文字をとったもので、循環型社会を形成しようとする考え方。

生活雑排水
各家庭から排出される排水には、台所、洗濯、風呂などからの排水と浄化槽からの排水とがあり、このうち浄化槽排水を除いた排水を生活雑排水という。

生物多様性
生物の間にみられる変異性を総合的に指すことばで、生態系、種、遺伝子の３つのレベルの多様性により捉えられる。したがって、生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味する。

【た行】

ダイオキシン
発がん性など毒性が特に高く、環境汚染による人間の健康や生態系への影響が最も懸念されている有機塩素化合物。

地産地消
地域で生産された資源（農産物等）をその地域で消費すること。

【や行】

遊休農地
過去１年以上農作物の作付けがなされず、草刈りや耕起などの維持管理がされていない農地

第２次山県市環境基本計画

改訂第１版

発　　行：山県市
編　　集：山県市　市民環境課
住　　所：〒501-2192
岐阜県山県市高木 1000 番地 1
ＴＥＬ　0581-22-6828
ＦＡＸ　0581-22-6850
発行年月：平成 30 年３月
改訂　　：令和５年３月